法 学 紀 要

第六十四卷

日本大学法学部法学研究所日本大学法学部政経研究所

目 次

【政経研究所】

論説

ガバナンスと国際的な模倣品取引との関係に関する一考察…	羽田 弟	Ŋ	9
第1波期の神奈川県の COVID-19への対応の特質: 政策形成と行政アクターの関係を中心とした分析	鈴木 隆志	ž ·····	27
OWS 運動における米国政治への不信の表明	福森憲一良	ß	53
事業報告			81

研究論文

【政経研究所】

ガバナンスと国際的な 模倣品取引との関係に関する一考察*

羽田翔

要約

本論文の目的は、模倣品貿易の抑制のために、ガバナンスと模倣品貿易の関係を実証的に明らかにすることである。2013年以降の世界全体の貿易額に占める模倣品貿易は2.5%以上となっており、各国は対策に追われている。日本、韓国、アメリカの税関統計を使用した実証分析から、不正な支払い・賄賂の頻度が低いこと、汚職の抑制がコントロールされていることは模倣品貿易削減のために重要であることを明らかにした。政策的含意として、日本、韓国、アメリカは、模倣品輸入の差し止め件数を減少させるためには、自国のガバナンスのみではなく、相手国のガバナンスについても考慮することが重要である。

1. はじめに

世界全体の模倣品貿易は無視できない存在となっている。OECD-EUIPO (2021) によると、2013年と2016年の世界の貿易総額に占める模倣品貿易はそれぞれ2.5% (4,610億ドル) と3.3% (5,090億ドル) であった。2019年の数値は2.5% (4,640億ドル) であったが、依然としてその金額は大きく、多くの経済活動に影響を与えている。

海外から模倣品が流入することは、国内の生産者の損失につながる危険性が

ある。2020年、新型コロナウイルス(COVID-19)の流行や、オリンピック・パラリンピック関連製品の普及などの影響により、税関で差し止められる模倣品にも変化があった。例えば、翌年にオリンピック・パラリンピックを控えていたため、ピンバッチやメダルの模倣品の差し止めが顕著であった。また、商標権を侵害するマスクなどの差し止めも見られた¹。模倣品の増加は、知的財産権の侵害を通じて、権利取得者の利益を搾取するものであるため、監視体制の強化が求められる。そこで注目すべきは、ガバナンス(Governance)の概念である。

一国の発展や安定においては、ガバナンスが重要となる。このガバナンスには多くの意味が含まれるが、本論文ではこのガバナンスを「ある国の安定・発展の実現に向けて、その国の資源を効率的に、また国民の意志を反映できる形で、動員し、配分・管理するための政府の機構制度、政府・市民社会・民間部門の間の協働関係や意思決定のあり方など、制度全体の構築や運営」と定義する²。ガバナンスと模倣品貿易の関係性については、理論的・実証的に分析が進められている。しかし、統計データが不足していることから、実証分析の結果について、その蓄積が足りていない状況である。理由の1つとして、統計データの制限が挙げられる。OECD-EUIPOが行う分析では、各国の税関から非公表の統計データを集めることで模倣品貿易の傾向を明らかにしている。しかし、一般的に税関から公表される模倣品貿易に関する統計データは限定的であり、相手国別や財別の差し止め件数および点数を公表している国は日本、韓国、アメリカなど、少数の国のみとなっている。

本論文の目的は、各国政府が公表する模倣品差し止め件数に関する統計データを使用した実証分析を行うことで、先行研究の分析結果を補うことを目的としている。先行研究では、特定の輸入国が直面する問題については実証的に明らかにすることはできていない。本論文の意義は、日本、韓国、アメリカといった先進諸国が模倣品貿易問題において直面する課題を明らかにした点にある。

本論文の構成は以下の通りである。第2節では、模倣品貿易の定義と先行研

究の結果についてまとめ、検証する仮説を提起する。第3節では、使用する統計データや実証分析の手法について説明する。第4節では、実証分析の結果をまとめ、第5節では政策的含意について考える。最後に、第6節で本論文の結果を述べ、残された課題についても言及する。

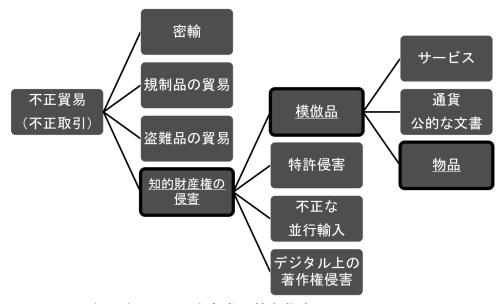
2. 先行研究

(1) 模倣品貿易の定義

模倣品貿易という言葉は、多くの現象を含んでいる。そのため、まずは本論 文で使用する模倣品の定義について説明する。

一般的に、模倣品(counterfeit goods)とは「商標権侵害品、意匠権侵害品などを意味し、最近は特許権を侵害する製品についても、技術模倣品として模倣品の範疇に含めて」いる³。そして、類似する言葉として海賊品(pirated goods)がある。海賊品は「音楽、映画、コンピュータ・ソフトなどの著作権を侵害する商品を指し」、模倣品と海賊品を総称して不正商品や知的財産権侵害品とよばれている⁴。

図1 模倣品及び関連する不正貿易の分類



資料: Staake et al. (2009) Figure1を参考に筆者作成。

次に、この不正商品の貿易についての分類を概観する。図1は不正貿易の分類をまとめたものである。まず、不正貿易は、密輸、規制品の貿易、盗難品の貿易、そして知的財産権の侵害に分類される。この知的財産権の侵害は、さらに特許侵害、不正な並行輸入、デジタル上の著作権侵害、そして本論文が注目する模倣品に分類されている。今回は、模倣品の中でも、各国税関で差し止められた「物品」の貿易について、各国のガバナンスとの関係を明らかにする。

(2) 模倣品貿易の把握

模倣品貿易に関する研究は、いくつかの分野に分けることができる。本項では模倣品貿易の把握に関する先行研究、次項では模倣品貿易(取引)の決定要因に関する先行研究についてまとめる⁵。

従来、模倣品貿易や模倣品取引の把握は、特定の国や産業を対象とした分析に限定されており、世界全体を対象とした模倣品貿易額や輸入差し止め数の把握は困難であった(Green and Smith 2002, Hilton et al. 2004, Bosworth 2006)。その問題を解決するために、the Centre for Economics and Business Research(2002)は、各国政府や研究機関などが模倣品貿易を把握できるよう、推計方法の指針として"methodology decision tree"を開発した。そして、このモデルに沿ってアンケートを行うことで、正確な模倣品貿易の規模や金額が把握できるとされていた。しかし、これらはあくまでもアンケートを基礎とした指標であるため、その正確性には疑問が残っていた。

OECD(2008)および OECD-EUIPO(2016)は、模倣品取引の現状をより正確に把握するために、国際貿易統計と各国税関による侵害製品の差し押さえに関する情報を使用する方法を提案した。貿易統計は国連(UN)が提供するコムトレード・データベース(Comtrade Database)、侵害製品の差し押さえについては世界税関機構(WCO)、欧州委員会の税務税関連合局、アメリカの国土安全保障局(DHS)によって提供された統計データに依存している 6 。彼らはこれらの統計データを使用し、国・地域別(GTRIC-e)、産業別(GTRIC-p)、そして国・地域別産業別の指標(GTRIC)を推計している 7 。

GTRIC-e は180以上の国・地域を対象としている。当該数値は 0 から 1 の値で表現され,1 に近づくほどその国からの輸入は他国と比較して相対的に模倣品などの輸入が多くなることを意味している。GTRIC-p はハーモナイズドシステム(HS)によって分類されており, $0\sim1$ の値によって,各カテゴリーでは他のカテゴリーと比較してどの程度模倣品貿易が取引される傾向にあるかを示している。どちらの数値も,2013年から2015年については各年の数値,2016年から2018年については 3年間の平均値が公表されている。

各国の税関からも、模倣品などの知的財産侵害品の輸入差し止め件数および 点数が公表されている。ここでは、模倣品輸出国と差し止め件数を公表してい る国として、日本、韓国、アメリカの統計について概観する。日本では、財務 省が発行する「知的財産侵害物品の差止状況」によって、毎年の知的財産侵害 物品の差し押さえ件数および点数が公表されている。知的財産権侵害物品の多 くは「商標権の侵害」であり、件数では9割以上、点数では6割以上を占めて いる。つまり、模倣品の占める割合が多い傾向にある。

韓国の税関は、Annual Report: Intellectual Property Rights Seizures によって、毎年の知的財産侵害物品の差し押さえ件数および点数に加えて、輸出国別財別の差し止め件数を公表している。韓国でも知的財産権侵害物品の多くは「商標権の侵害」であり、件数では9割前後を占めている。アメリカについては、日本と同様の統計データを公表しているが、どの知的財産権を侵害したかについては公表されていない。しかし、知的財産権を侵害された製品の多くは日本と韓国と同様の製品であり、模倣品の差し止めが多くを占める傾向にあると推察される。

(3) 模倣品貿易の決定要因

模倣品貿易または取引の決定要因については、供給者側と需要者側の分析がある。供給者側の分析では、企業やスーパーマーケットの店主などを分析対象とし、どのような要因によって知的財産権侵害品を製造または販売してしまうのかについて分析されている(Green and Smith 2002, Liu et al. 2005, Khouja and

Smith 2007)。また、需要者側の分析として、国籍、模倣品を見分ける能力、知的財産権保護についての意識、文化、製品の特性などによって模倣品の購買行動に影響が出ることが指摘されている(Gentry et al. 2006, Lau 2006, Santos and Ribeiro 2006, Bian and Veloutsou 2007)。いずれの研究についても、理論的研究や、サーベイなどによって取得したミクロデータによって分析が行われている。

国際的な模倣品取引の決定要因について,国レベルでの実証分析を行っている研究は数少ない。OECD-EUIPO (2020) は,医療関連品を対象として,模倣品貿易 (取引)を促進させる要因を市場の特性,生産技術や流通に関する特性,制度的特性からまとめている。本論文が注目するガバナンスに類似する点としては,制度的特性として法律の有無,法の執行,罰則などの要因が重要であるとする点である。また,市場の特性としては市場規模を考慮することの重要性が述べられている。

OECD-EUIPO (2018) では、各国のガバナンスや貿易に関わる物流環境に注目し、模倣品貿易の傾向との関係性を実証的に分析している。模倣品貿易の決定要因として、賃金水準、国内における自由貿易区の数、貿易円滑化のための環境 (制度)、物流環境、そして、各国のガバナンスを挙げている。ガバナンスの中でも、特に汚職の抑制、不正な支払いや賄賂の頻度、そして知的財産権保護の水準が重要であるとしている。

汚職を抑制できない経済においては、不正取引が横行する可能性が高くなる。 汚職の特性の1つとして、何か契約や作業を完了するために「追加的な」費用 を支払うというものがある。これは、追加的な費用を支払えば一定水準の不正 取引を行えてしまうことも意味している。そのため、汚職の抑制に関する良質 なガバナンスは模倣品貿易を減少させる(OECD-EUIPO 2018)。汚職の抑制に 関連して、不正支払いと賄賂の頻度も重要な決定要因であるとしている。次に、 知的財産権保護に関する法律や規制の存在や厳格さが不正品取引や模倣品貿易 に影響しているとされている。生産者は知的財産権の保護に関する法律や規制 が整備されていない場合、整備されている国と比較すると他社の製品を模倣し たり、不正な取引を行ったりする可能性がある。 OECD-EUIPO (2018) では、計量分析によりガバナンスと模倣品貿易の関係性が明らかにされており、汚職の抑制と高水準な知的財産権の保護は模倣品貿易の抑制につながることを示している。しかし、いくつかの問題点も含んでいる。1つめに、彼らの結果は2013年のみを対象としているため、当該年の結果として解釈する必要がある。2つめは、推計された変数である GTRIC-e を被説明変数として使用している点である。GTRIC-e が現実の模倣品貿易の傾向を正しく捉えていることを前提として、分析結果が成り立っている。言い換えれば、測定誤差による内生性の問題を抱えている可能性がある。3つめは、対世界の模倣品貿易が対象となっているため、輸入国の特性を考慮できていない点である。4つめは、クロスセクション分析であるため、ラグ変数などを採用することができず、模倣品貿易とガバナンスの因果関係を完全には特定できていない点である。つまり、模倣品貿易とガバナンスは同時性の問題を含んでいる可能性があるため、ラグ変数などを採用することにより、この問題をコントロールする必要がある。

これらの問題点を改善するため、本論文では日本、韓国、アメリカにおける 2014年~2020年の模倣品貿易統計を使用した計量分析により、ガバナンスと模 倣品貿易の関係性を実証的に明らかにすることを目的とする。

(4) 仮説

本論文は、ガバナンスと模倣品貿易の関係性を実証的に明らかにするため、 先行研究の記述を参考に設定された以下の仮説を検証する。

仮説1:汚職の抑制に関する良質なガバナンスは、模倣品貿易を減少させる

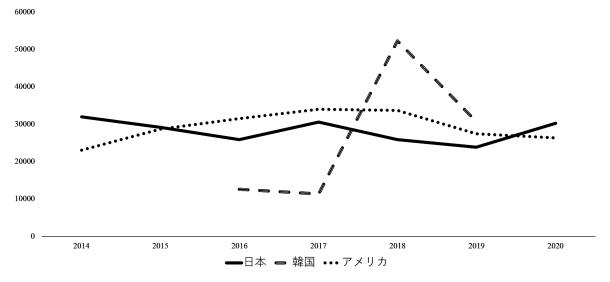
仮説2:高水準の知的財産権の保護は、模倣品貿易を減少させる

3. 分析手法

(1) データクリーニング

本論文では、日本、韓国、アメリカの税関によって公表されている「知的財産侵害品の差し止め件数」の数値を採用する。対象年は、日本とアメリカは2014年から2020年、韓国は統計データの制約により2016年から2019年となっている。当該変数は年次データとなっている。各国の知的財産権侵害品に占める商標権侵害品の割合が非常に高いことから、本論文ではこれらの件数を模倣品貿易の差し止め件数として解釈する。日本と韓国は、模倣品貿易差し止め件数および点数について、相手国別の数値を公表している。しかし、アメリカの統計データでは相手国別の輸入差し止め点数は公表されていないため、本論文では差し止め件数を分析の対象とする。

図2 各国の模倣品差し止め件数



資料:「知的財産侵害物品の差止状況」, Annual Report: Intellectual Property Rights Seizures, Intellectual Property Rights Fiscal Year Seizure Statistics の輸入差し止め件数を参考に筆者作成。

図2には、各国の模倣品差し止め件数の推移がまとめられている。日本とアメリカについては、差し止め件数は緩やかに変化しており、20,000件から30,000件の間を推移している。一方、韓国については、2017年には11,384件で

あった差し止め件数は、2018年には52,423件へと急増している。2019年には韓国の差し止め件数は30,856件へと減少したが、どの国も差し止め件数の減少をどのように達成するかという問題に直面していることが理解できる。

次に、相手国の物流環境に関する指標について説明する。世界銀行が公表している物流業績評価指標(LPI)は、各国の貿易に関する物流環境を表している。当該変数は160以上の国・地域を対象としており、隔年で公表されている。LPIには、例えば、税関手続きの効率性、貿易に関係する港湾や鉄道などの質、計画した期間内に相手国へ運ぶことができる確率などが含まれている。今回は、物流環境に関するすべての変数を総合的に表す指標として、LPI_Overall を使用する。当該変数は、輸出国の物流環境を総合的に表す変数であるため、模倣品貿易のみではなく、貿易全体に影響を与える変数として考えられている。相手国の輸出環境をコントロールするために、当該変数は実証分析に含められている。隔年データであるため、空白期間のデータについては前後の年の平均値が採用されている。例えば、2015年が空白の場合、2014年と2016年の平均値が2015年の値として採用されている。

最後に、ガバナンスに関する指標について説明する。ガバナンスについては、いくつかの要素を複合することで間接的な指標が作成されている。今回使用する指標は、Kaufmannet al. (2010) によって開発され、世界銀行(World Bank)から公表されている WGI 指標である。本指標は各国のガバナンスの状況をより幅広く捉えている。この WGI は、2022年10月現在、1996年~2021年における約200の国と地域を対象として作成されている。主な6つの指標として、国民の発言力と説明責任(Voices and Accountability)、政治的安定と暴力の不在(Political Stability and Absence of Violence)、政府の有効性(Government Effectiveness)、規制の質(Regulatory Quality)、法の支配(Rule of Law)、そして汚職の抑制(Control of Corruption)に関する数値化がなされている。

本指標は、家計や企業へのサーベイ、営利事業に関する情報提供者、非政府系組織 (NGO)、公的機関など30以上の情報源から情報を提供してもらうことで作成されている。それぞれの項目について、最も基本的な指標では-2.5~

2.5の値によってガバナンスの度合いが数値化されており、数字が大きくなる ほど高い質のガバナンスを意味する。本論文では、汚職の抑制指標と、6つの 指標を合計した総合的なガバナンス指標をそれぞれ使用して実証分析を行う。

不正な支払い・賄賂と、知的財産権保護の水準については、World Economic Forum, The Global Competitiveness Report series の指標を使用する。この統計データは140以上の国・地域における財界首脳を対象としたアンケートがベースとなっており、今回使用するどちらの数値も1から7の数値によって表現されている。不正な支払い・賄賂については、1は頻繁に発生している、7は一度も発生したことはないという回答となっている。知的財産権保護の水準については、1は脆弱、7は非常に強いという質問によって構成されている。ガバナンスに関する指標は、すべて年次データとなっている。次に、推計モデルについて説明する。

(2) 推計モデル

本項では、ポワソン疑似最尤推定法 (Poisson pseudo-maximum likelihood: PPML) と、実証分析で使用する変数について見ていく。

伝統的に、貿易額などの推定方法は対数線形化後に、固定効果などを含めた最小二乗法 (OLS) により推定することが基本となっていた。しかし、Santos Silva and Tenreyro (2006) は、ジェンセンの不等式により生じる問題を解決するための方法として、PPML を提示した。この手法によって、今まで対数化できなかった「ゼロ貿易」も分析対象として含めることが可能となった。また、不均一分散性による内生性の問題に対応するためにも PPML は重要となる。

本研究では、以下の式を PPML によって推定する。

$$\begin{aligned} &Counterfeit_{ijt} = \exp\left[\gamma_{1}LPI_{it} + \gamma_{2}Irregular_{it-1} + \gamma_{3}IPR_{it-1} + \gamma_{4}Corruption_{it-1} \right. \\ &+ \left. \gamma_{5}Governance_{it-1} + \gamma_{6}lnGDP_{it} + \gamma_{7}lnImport_{ijt} + \eta_{i} + \eta_{j} + \eta_{ij} + \eta_{t} \right] \varepsilon_{ijt} \end{aligned} \tag{1}$$

ここでi, j, tはそれぞれ輸出国、輸入国、年を意味する。被説明変数であ る Counterfeit は、知的財産侵害品の差し止め件数を表しており、輸入国の税 関から公表されている知的財産侵害品の差し止め件数を使用する。当該変数に は、記載がある国に関しては差し止め件数が0であるという数値が含められて いる。また、当該変数は3カ国の合計ではなく、各国の数値がそれぞれ採用さ れている。LPI は総合的な物流の状況を表しており、世界銀行が公表している 物流業績評価指標を使用する。Irregular と IPR はそれぞれ不正な支払い・賄 賂と知的財産権保護の水準を意味し、既に説明した通り World Economic Forum が公表する数値を採用する。Corruption と Governance については Kaufmannet al. (2010) によって開発された指標である WGI 指標のうち、汚職 の抑制と、6つの指標の合計値を採用する。lnGDPと lnImport はそれぞれ GDPと輸入金額を表している。この2つの変数により、輸出国の経済規模と、 2国間の貿易規模をコントロールしている⁸。輸出国の規模と2国間の規模を 同時に含めているのは、一般的に、輸出国の総輸出額と GDP には正の関係が あるが、輸出国と輸入国のペアによってはこの関係は必ずしも当てはまらない ためである。例えば、アメリカは GDP と総輸出額は正の関係があるため、両 者を含める必要はないかもしれないが、特定の国への輸出は少ない可能性があ るため、コントロール変数として含めている 9 。 η は固定効果、 ϵ は誤差項で ある。

本分析では、「模倣品取引が多いため、ガバナンスの水準が強化される」という因果関係をコントロールし、「ガバナンスの水準が模倣品取引に与える」影響を明らかにするために、ガバナンスに関連した4つの指標については1年間のラグを考慮している。ガバナンスの水準に関する変数間の相関が0.7以上となっているため、各変数は独立させて分析を行う。各変数の定義と出所は表1にまとめられている。記述統計は表2にまとめられている。また、日本、韓国、アメリカを輸入国として分析しており、統計データの制約から、それぞれ輸出国が異なっている。各国の貿易相手国については、補論の表Aにまとめられている。

表1 各変数の定義

	定義	データの出所	期間
輸入差し止め件数	各国の税関が公表する輸入差し止め件数	日本 : 「知的財産侵害物品の差止状況」 韓国 : Annual Report: Intellectual Property Rights Seizures アメリカ : Intellectual Property Rights Fiscal Year Seizure Statistics	年
LPIスコア	模倣品輸出国の総合的な物流業績評価指標 (データが空白の年は前後の年の平均値)	World Bank and Turku School of Economics, Logistic Performance Index Surveys	隔年
不正な支払い・賄賂	模倣品輸出国の不正な支払い・賄賂が発生 する頻度 (1~7)	World Economic Forum, The Global Competitiveness Report series	年
知的財産権保護	模倣品輸出国の知的財産権保護の水準 (1~7)	World Economic Forum, The Global Competitiveness Report series	年
汚職の抑制	模倣品輸出国の汚職抑制の水準 (-2.5~2.5)	World Bank (Kaufmann et al. (2010)), The Worldwide Governance Indicators	年
ガバナンス	模倣品輸出国のガバナンス指標 (-12.5~12.5)	World Bank (Kaufmann et al. (2010)), The Worldwide Governance Indicators	年
GDP(対数)	模倣品輸出国のGDP	World Bank, World Development Indicators	年
輸入額(対数)	模倣品輸出国から輸入国への総輸入額	United Nations, Comtrade Database	年

注:不正な支払い・賄賂は、数値が大きいほど頻度が低いことを意味する。知的財産権 保護は、数値が大きいほど保護の水準が高いことを意味する。汚職とガバナンスは、 数値が高いほど、より良いガバナンスを意味する。

表 2 記述統計

	平均値	中央値	標準偏差	下位1%	上位1%
輸入差し止め件数	2466.49	100	6854.79	0	29553
LPIスコア	3.54	3.63	0.50	2.30	4.20
不正な支払い・賄賂	4.96	5.21	1.16	2.75	6.66
知的財産権保護	4.90	5.15	1.01	2.86	6.36
汚職	0.66	0.73	1.10	-1.30	2.17
ガバナンス	3.43	4.90	5.42	-5.79	10.26
GDP(対数)	27.34	27.09	1.72	23.30	30.67
輸入額(対数)	22.93	22.92	2.21	15.09	26.95

注:輸入差し止め件数と輸入額は輸出国と輸入国のペアの特性を表す数値であり、それ 以外の数値は輸出国の特性を表す変数である。

4. 分析結果

実証分析の結果は、表3にまとめられている。LPIについては、正の符号であるが、統計的な有意性はなく、相手国の物流環境改善は模倣品貿易を増加さ

せるとは言い切れない。次に、不正な支払い・賄賂の係数であるが、統計的に 有意であり、負の符号である。つまり、不正な支払い・賄賂が発生する頻度が 低い国ほど、模倣品貿易の差し止め数は減少する傾向にあることを意味する。 一方、知的財産権保護の水準は統計的に有意ではないという結果であった。

次に汚職の抑制であるが、統計的に有意であり、汚職の抑制に関するガバナンスの指標が高い国は、模倣品貿易の差し止め件数は少ないという結果となった。しかし、総合的なガバナンス指標については統計的に有意ではなく、模倣品貿易の動きについての説明力を有していなかった。

分析結果の頑健性を確認するために、結果がすべて有意でなかった LPI を除いた分析を行った。しかし、ガバナンスに関する結果は変わらず、LPI を含めた分析と同じ結果が得られた。これらの結果はどのように解釈すればいいのか。

表3 実証分析の結果

説明変数								
LPIスコア	0.256	0.749	1.109	1.042				
	(1.229)	(1.060)	(1.049)	(1.031)				
不正な支払い・賄賂	-0.697**				-0.714**			
	(0.269)				(0.254)			
知的財産権保護		-0.215				-0.223		
		(0.279)				(0.277)		
汚職の抑制			-1.429*				-1.364*	
			(0.555)				(0.544)	
ガバナンス				0.096				0.079
				(0.085)				(0.087)
GDP	-1.801	-1.098	-1.509+	-2.483**	-1.582	-0.727	-0.999	-1.816*
	(1.521)	(1.083)	(0.865)	(0.956)	(1.224)	(0.809)	(0.663)	(0.811)
輸入額	1.317**	0.406	0.209	0.353	1.358**	0.459	0.285	0.412
	(0.452)	(0.318)	(0.284)	(0.272)	(0.324)	(0.326)	(0.281)	(0.281)
輸出国固定効果	0	0	0	0	0	0	0	0
輸入国固定効果	0	0	0	0	0	0	0	0
輸入国・輸出国ペア固定効果	0	0	0	0	0	0	0	0
年固定効果	0	0	0	0	0	0	0	0
Pseudo_R2	0.994	0.990	0.991	0.990	0.994	0.990	0.990	0.990
標本数	75	165	171	171	75	165	171	171

注:括弧内の数値は頑健標準誤差である。**, *, + はそれぞれ1%, 5%, 10% の水準で有意であることを意味する。

5. 考察

LPIの改善は国際貿易を拡大させる。そして、今回の結果は、LPIの改善は 模倣品貿易の差し止め件数の増加にはつながっていない可能性を示唆している。 そのため、日本、韓国、そしてアメリカにとっては、相手国の物流環境の改善 による貿易費用の低下という恩恵を純粋に受けられると考えられる。

不正な支払い・賄賂の頻度が高いことは、多くの取引で追加的な支払いや賄賂が当たり前である、逆に言えば賄賂によって模倣品の取引を平然と行える可能性を意味している。そのため、これらの慣行を無くしていくことや、監視体制を強化することが求められる。汚職の抑制についても同様であり、さまざまなレベルでの汚職を抑制することで、模倣品貿易の規模を縮小させられることが示唆されている。そのため、国内外の公正な経済活動のために、各国は汚職の監視や、汚職を未然に防ぐシステムの構築が求められている。

政策的含意として、日本、韓国、そしてアメリカにおける模倣品貿易の流入 を防ぐためには、輸入国におけるガバナンスも重要であるが、模倣品輸出国の ガバナンスについても注視していく必要がある。

本分析は、解決すべきいくつかの問題を含んでいる。1つめに、本分析の結果は、あくまでも本分析で使用した統計データに含まれる限定的な範囲を対象としたものであるという点である。そのため、真の意味でのガバナンスと模倣品貿易の関係を議論するためには、各国税関の統計データの整備が必要となる。2つめは、模倣品の輸出国は、必ずしも当該模倣品の生産国ではないという点である。特に、香港、台湾、シンガポールなど、国際貿易のハブとなる国については、この問題が顕著である。3つめは、模倣品貿易の差し止めについての統計データは、あくまでも件数で表現されたものである、という点である。同じ差し止め件数であった場合でも、物品の点数や金額が異なる可能性があるため、各国税関が統一した内容の統計データを公表することが求められる。

6. 結びにかえて

本論文では、模倣品貿易は無視できない水準に達しており、その動向を注視する必要性を考えた。加えて、模倣品貿易を抑制するためには輸出国のガバナンスが重要であることをみてきた。さらに、ガバナンスと模倣品貿易の関係性についての実証分析の結果はまだまだ足りず、その蓄積が必要であることを述べた。

日本、韓国、アメリカの税関が公表する輸入差し止め件数と、輸出国のガバナンス指標を使用した実証分析を行うことで、以下の3点を明らかにした。1点目に、輸出国の物流環境の整備は、模倣品貿易の促進には直結しない可能性が示唆された。2点目に、不正な支払い・賄賂が横行している国については、相対的に多くの模倣品を輸出している可能性を明らかにした。3点目に、汚職の抑制を積極的に行っている国ほど、模倣品輸出の頻度は低いことを明らかにした。本論文の意義は、先行研究の結果とは異なり、日本、韓国、アメリカについては、模倣品貿易削減のためには特に相手国における不正な支払い・賄賂と汚職の抑制について議論する必要性を明らかにした点である。さらに、相手国の物流環境の改善は、必ずしも模倣品貿易を促進させるとは限らないことを明らかにした点も含まれると考える。

政策的含意として、日本、韓国、アメリカは、模倣品輸入の差し止め件数減 少のためには、自国のガバナンスのみではなく、相手国のガバナンスについて も考慮することが重要である。

脚注

- * 本論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本大学法学部の見解を示すものではない。匿名の査読者から、有益なコメントやアドバイスをいただいたことに感謝申し上げる。
- 1 財務省(2021)「令和2年の税関における知的財産権侵害物品の差止状況」。
- 2 国際協力機構 (2004) p.iii。
- 3 日本貿易振興機構ホームページ「模倣品・海賊版の対策の基礎」。

- 4 Ibid.
- 5 模倣品の普及が経済活動に及ぼす影響についての先行研究も存在するが、本論文の 対象外であるため、先行研究としては含めないこととする。
- 6 DHS はアメリカの税関当局 (CBP) および入国税関当局 (ICE) による差し押さえ に関する統計データを提供している。
- 7 詳細な推計手法については、OECD-EUIPO (2016) や OECD-EUIPO (2021) などに 記載されている。
- 8 輸入国の市場規模として GDP を含めたが、分析結果から除外された。可能性として は、年ごとに大きな変化がなかったため、固定効果の影響を受けたことが考えられる。
- 9 輸出国の市場規模と、輸出国から輸入国への貿易額を別々に含めた分析においても、ガバナンスに関する結果については違いがみられなかった。

参考文献

- Bian, X. and Veloutsou, C. (2007). Consumers' attitudes regarding non-deceptive counterfeit brands in the UK and China. *The Journal of Brand Management*, 14 (3), pp. 211-22.
- Bosworth, D. (2006). Counterfeiting and piracy: the state of the art. working paper, Intellectual Property Research Centre, St Peter's College, Oxford.
- Centre for Economics and Business Research (2002). Counting Counterfeits: Defining a Method to Collect, Analyse and Compare Data on Counterfeiting and Piracy in the Single Market, *Final report for the European Commission Directorate-General Single Market*, Centre for Economics and Business Research, London.
- Gentry, J.W., Putrevu, S. and Shultz, C.J. II (2006). The effects of counterfeiting on consumer search. *Journal of Consumer Behaviour*, 5 (3), pp. 245-56.
- Green, R.T. and Smith, T. (2002). Executive insights: countering brand counterfeiters. *Journal of International Marketing*, 10 (4), pp. 89-106.
- Hilton, B., Choi, C.J. and Chen, S. (2004). The ethics of counterfeiting in the fashion industry: quality, credence and profit issues. *Journal of Business Ethics*, 55 (4), pp. 343-52.
- Kaufmann, D., Kraay, A. and Mastruzzi, M. (2010). The Worldwide Governance Indicators: A Summary of Methodology, Data and Analytical Issues. *World Bank Policy Research Working Paper*, No. 5430, pp. 1-29.
- Khouja, M. and Smith, M.A. (2007). Optimal pricing for information goods with piracy and saturation effect. *European Journal of Operational Research*, 17 (1), pp. 482-97.
- Lau, E.K.-W. (2006). Factors motivating people toward pirated software. *Qualitative Market Research: An International Journal*, 9 (4), pp. 404-19.

- Liu, K., Li, J.-A., Wu, Y. and La, K.K. (2005). Analysis of monitoring and limiting of commercial cheating: a newsvendor model. *Journal of the Operational Research Society*, 56, pp. 844-54.
- Santos, J.F. and Ribeiro, J.C. (2006). An exploratory study of the relationship between counterfeiting and culture. *Te 'khne*, 3 (5/6), pp. 227-43.
- Santos Silva, J. M. C. and S. Tenreyro (2006). The Log of Gravity. *The Review of Economics and Statistics*, 88 (4), pp. 641-658.
- Staake, T., Thiesse, F. and Fleisch, E. (2009). The Emergence of Counterfeit Trade: A Literature Review. *European Journal of Marketing*, 43 (3/4), pp.320-349.
- OECD (2008). The Economic Impact of Counterfeiting and Piracy. OECD Publishing.
- OECD-EUIPO (2016). Trade in Counterfeit Pharmaceutical Product, Mapping the Economic Impact. OECD Publishing.
- OECD-EUIPO (2018). Why Do Countries Export Fakes? The Role of Governance Frameworks, Enforcement and Socio-Economic Factors. OECD Publishing.
- OECD-EUIPO (2020). Trade in Counterfeit Pharmaceutical Products, Illicit Trade. OECD Publishing.
- OECD-EUIPO (2021). *Illicit Trade: Global Trade in Fakes, A Worrying Threat*, OECD Publishing.
- 国際協力機構(2004)『JICA におけるガバナンス支援 民主的な制度づくり、行政能力の向上、法整備支援』独立行政法人国際協力機構。

ウェブサイト

日本貿易振興機構(JETRO)「模倣品・海賊版対策の基礎」(最終確認日:2022年10月 8 日 https://www.jetro.go.jp/theme/ip/basic/)

統計データ

- Korea Custom Service, Annual Statistical Report: Intellectual Property Rights Seizures (最終確認日:2022年10月8日)。
- United Nations, Comtrade Database (最終確認日:2022年10月8日)。
- U.S Customs and Border Protection, *Intellectual Property Rights Fiscal Year Seizure Statistics* (最終確認日:2022年10月8日)。
- World Bank, World Development Indicators (最終確認日: 2022年10月8日)。
- World Bank and Turku School of Economics, *Logistic Performance Index Surveys* (最終確認日:2022年10月8日)。
- World Economic Forum, *The Global Competitiveness Report series* (最終確認日:2022年10月8日)。
- 財務省「税関における知的財産権侵害物品の差止状況 各年版」。

補論

A 対象国一覧

アメリカ アラブ首長国連邦 イギリス イギリス イスラエル イタリア インド インド インド インド インド インド インド インド オランダ カタール カナダ 株国 カンボジア サウジアラピア シンガポール スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 台湾 中国 中国 ドイツ ドイツ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィリピン フィリピン フィリピン フィリピン フィンラド フランス ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア	 韓国の対象国・地域	アメリカの対象国・地域	 日本の対象国・地域
アラブ首長国連邦 イギリス イスラエル イタリア インド インド インド インド インド インドネシア ウズベキスタン オーストラリア オランダ カタール カナダ			
イギリス イスラエル イタリア インド インド インド インド インドネンア ウズベキスタン オーストラリア オランダ カタール カナダ 韓国 カンボジア サウジアラビア シンガポール シンガポール スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 台湾 中国 ドイツ ドイツ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィリピン フィリピン フィリピン フィリピン フィンランス ベトナム 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア			
イタリア インド インド インド インド インドネシア ウズベキスタン オーストラリア オランダ カタール カナダ 韓国 カンボジア サウジアラビア シンガポール スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 台湾 中国 中国 ドイツ ドイツ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 香港 マレーンア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア			イギリス
インド インドネシア ウズベキスタン オーストラリア オランダ カタール カナダ カナダ 特国 カンボジア サウジアラビア シンガポール シンガポール スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 中国 ドイツ ドイツ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 でレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア			
インド インド インドネシア ウズベキスタン オーストラリア オランダ カタール カナダ カナダ 韓国 カンボジア サウジアラビア シンガポール シンガポール スウェーデン スペイン タイ	イタリア		
インドネシア ウズベキスタン オーストラリア オランダ カタール カナダ カナダ サウジアラビア シンガポール スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 台湾 中国 中国 ドイツ ドイツ トルコ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア		インド	
ウズベキスタン オランダ カタール カナダ 韓国 カンボジア サウジアラビア シンガボール シンガボール スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 台湾 中国 中国 ドイツ トルコ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィリピン フィリピン フィンランド フランス ペトナム 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	インドネシア		
オランダ カタール カナダ カナダ 中国 カンボジア ウンガポール スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 台湾 中国 中国 ドイツ ドイツ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア			
カナダ 韓国 カンボジア サウジアラビア シンガポール シンガポール スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 中国 中国 ドイツ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィリピン フィリピン フィリピン フィリピン フィリピン フィリピン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 でトナム 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	オーストラリア		
カナダ 韓国 カンボジア カンボジア サウジアラビア シンガポール シンガポール シンガポール スウェーデン スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 中国 中国 ドイツ トルコ トルコ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィリピン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	オランダ		オランダ
#国 カンボジア サウジアラビア シンガポール シンガポール スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 台湾 中国 中国 中国 ドイツ ドイツ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア	カタール		
カンボジア サウジアラビア シンガポール シンガポール スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 台湾 中国 中国 ドイツ ドイツ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア	カナダ	カナダ	
サウジアラビア シンガポール シンガポール スウェーデン スペイン タイ 台湾			韓国
シンガポール シンガポール スウェーデン スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 中国 中国 ドイツ トルコ トルコ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィッランド フランス ベトナム ベトナム 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	カンボジア		カンボジア
スウェーデン スペイン タイ 台湾 台湾 中国 中国 ドイツ ドルコ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィリピン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア		サウジアラビア	
タイ タイ 台湾 台湾 中国 中国 ドイツ トルコ ドイツ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィッランド フランス ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	シンガポール	シンガポール	シンガポール
タイ 台湾 台湾 台湾 台湾 中国 中国 ドイツ トルコ トルコ トルコ 日本 ネパール バキスタン フィリピン フィッランド フランス ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	スウェーデン		スウェーデン
台湾 台湾 中国 中国 ドイツ ・ルコ トルコ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィリピン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	スペイン		
中国 中国 中国 中国 中国 ドイツ ドイツ トルコ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア	タイ		タイ
ドイツ ドイツ トルコ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア	台湾	台湾	台湾
ドイツ トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 本やレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	中国	中国	中国
トルコ 日本 ネパール パキスタン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	ドイツ		
日本 ネパール パキスタン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	ドイツ		
ネパール パキスタン フィリピン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	トルコ	トルコ	
パキスタン フィリピン フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア	日本		
フィリピン フィンランド フランス ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア	ネパール		
フィンランド フランス ベトナム ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア	パキスタン		
フランス ベトナム ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア	フィリピン		フィリピン
ベトナム ベトナム 香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア	フィンランド		
香港 香港 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア	フランス		
マレーシア ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	ベトナム		ベトナム
ミャンマー モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	香港	香港	香港
モンゴル ラオス リベリア ルーマニア ロシア	マレーシア		
ラオス リベリア ルーマニア ロシア	ミャンマー		
リベリア ルーマニア ロシア	モンゴル		
ルーマニアロシア	ラオス		
ロシア	リベリア		
		ルーマニア	
	ロシア		
36カ国・地域 9カ国・地域 13カ国・地域	36カ国・地域	9カ国・地域	13カ国・地域

第1波期の神奈川県のCOVID-19への対応の特質: 政策形成と行政アクターの関係を中心とした分析

鈴 木 隆 志

1. COVID-19の対応に関する国と地方の役割と感染症対策

本論文では、地方自治体における COVID-19対策の特質や行政アクターへの影響について分析を行う。そのために、国内で最初の感染者が確認され、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号での感染者の対応に当たった神奈川県を事例として取り上げる。また、COVID-19対策を行う上で、国及び周辺自治体との関係、地方自治体独自の医療対策や経済対策などが模索された第1波期を取りあげる。単一の事例を扱うことにより、他の自治体との比較を行うための視点の抽出が見込まれる。さらに、その後の政策の基礎の確立や課題の発見のあった第1波期を扱うことにより、その他の期間の対策との比較も可能になる。

第1節で COVID-19に関する国や地方自治体の役割に関する法的枠組みや感染症対策について確認し、第2節で先行研究をレビューした上で本論文の位置づけを確認し、第3節でダイヤモンド・プリンセス号での対応に端を発した医療体制の確立の過程や特徴、第4節で政府による緊急事態宣言発出時の対応や課題、第5節で新規感染者減少期の出口戦略やその後の対応の特徴等について扱った上で、第6節で COVID-19対策の特質と行政アクター間の関係についてまとめを行う。

感染症対策への対応は、行政、国及び地方自治体が主たる役割を担い実施されている。法制度的には、検疫法や感染症法、新型インフルエンザ等特別措置

法(以下,「特措法」とする)に基づいたものが基本とされる。検疫法で,海外からの水際防疫を行い,感染症法で国内防疫,すなわち都道府県知事等に宿泊療養・自宅待機の協力の求めに応じないものに入院勧告を可能とすることや,濃厚接触者に対し健康状態の報告の求めに応じる義務を課す等の権限を与え,対応にあたることとされている⁽¹⁾。

また、特措法によって、緊急事態宣言が発出された際に、知事は外出自粛の要請や臨時医療施設開設等が可能とされている(特措法第45条)。特措法はCOVID-19への対応の基本的な枠組みとなっており、国と地方の関係は、国が全体方針を示し、都道府県は地域の実情に応じて各種措置を実施することになっている(特措法第3条および第6条~8条)。具体的には都道府県は政府の対策本部が設置されたのち、都道府県対策本部を設置したり、政府の方針に対して意見を申し出ることが可能とされている。さらに、都道府県知事は、緊急事態宣言が発出された際に、感染を防止するための住民への協力要請、住民に対する予防接種、医療等の確保、臨時の医療施設の設置、必要に応じた土地等の使用などの権限が認められる(特措法第22条、24条、31条、46~48条)。

感染症対策には次のような段階が想定される。まず感染症を発症した患者の治療,続いて感染の拡大防止である。感染症の患者の治療に関しては,感染拡大を防止するために他の病床との分離や感染症に治療に特化した病床(人工呼吸器等を備えた病床)が必要となり,適切な病床管理も必要となる。一部の地域での感染が市中へと拡大するとそれ以上の感染拡大を防止するために,人々の往来自粛,行動抑制の必要が生じる。行動抑制は経済活動の抑制も意味するのであって,公共的な課題としては経済対策が浮上する。このようにして,感染症への対応,感染の拡大防止,経済対策といった流れが想定される。そして,感染状況が落ち着く(感染者数が減少する)と行動制限等の緩和や感染者減少期の対策,その後の感染拡大の防止に備えた対策が導入される⁽²⁾。

こうした国や地方自治体の権限を基本としつつ,実際に地方自治体でどのような対策が採られ,いかなるアクターが関わったかについて,先述の感染症対策の段階に応じて,神奈川県の第1波期を事例として取り上げ,以下分析を行う。

2. 先行研究と本論文の位置づけ

神奈川県の第1波期の分析に入る前に、本論文で扱う第1波期を中心に地方 自治体の COVID-19の対策等ついてまとめられた先行研究についてレビューを し、本論文の位置づけを確認したい。

主たる研究としては、次のものをあげることができる。それらは、竹中治堅『コロナ危機の政治 安倍政権 vs. 知事』(中央公論新社、2020年)や金井利之『コロナ対策禍の国と自治体――災害行政の迷走と閉塞』(筑摩書房、2021年)、平岡和久、森 裕之『新型コロナ対策と自治体財政』(自治体研究社、2020年)、片山善博『知事の真贋』(文藝春秋、2020年)などである。

竹中の研究では、2020年初頭から約9か月にわたる、COVID-19に対する安 倍政権の政策等に注目をしている。安倍政権は自民党一強などと言われるよう に、強力な政治権力を用いて政権運営を行ってきた。しかしながら、 COVID-19の対策では、これまでの医療、健康政策(病床や保健所の縮減)等の 影響もあり、十分な対応ができなかったことや対策を行う上での都道府県知事 の存在や政治的影響力による制約があったことが竹中の研究では示されている。 例えば、緊急事態宣言の期間や宣言下での休業要請の範囲について、小池百合 子東京都知事と政府とのやり取りが顕著なものとして挙げられる。

このように竹中の研究では、首相や内閣のこれまでの政治権力の強さに COVID-19の対応においては揺らぎが見られ、その要因として都道府県知事を はじめとした地方自治体の影響を挙げている。COVID-19に関する政府の政策 決定とそれに影響を与える存在としての地方自治体、都道府県知事という政治 的側面による分析が行われているといえる。ただし、COVID-19は地域ごとに 蔓延の状況や対策が異なるため、都道府県以下に関する分析も必要である。

また、金井の研究では、まず「コロナ禍」を非常時ととらえ、それへの対応 を災害行政として捉えた上で、災害行政の制度や特徴について詳述している。 災害行政への対応では、「法令への逃避」や「財源への逃避」、「学知への逃避」 といった対応の逃げ道が存在しており、そうした対応がとられることも言及さ れている。この研究でも、特に2020年初期(2月頃)の政府の対応は、北海道や大阪府、東京都といった地方自治体での初動に煽られたものと指摘される。その後、全国一斉休校要請や布マスクの配布、第一次緊急事態宣言の発出等で首相を中心とした政府のリーダーシップの発揮を目指したが、なし崩しとなった様相を指摘する。地方自治体の首長と政府の関係では3系統19の類型を提示し、どのように地方自治体の首長が自身のリーダーシップをアピールするかなどについて詳述している。このようなことを踏まえ、災害行政としてのCOVID-19対策として、どのような対応が行われてきたのか、また2021年までの状況を「三すくみの閉塞 – 蔓延防止・医療提供・生活経済」と捉えその問題点等の指摘を行っている。この研究は、COVID-19をめぐる行政をどのように捉えるかという枠組みを提供し、特に政府と地方自治体の首長をそのアクターとして捉えている。そうしたことからCOVID-19に関する制度や政策について捉える上では大変貴重な情報を提供している。一方で、こうした政策が実際には地方自治体でどのように展開されているのかについては明らかにされていない。また、平岡・森の研究では、第1波期の地方財政に関して、COVID-19への対策について概説し、特に2020年度の第一次補正予算に関する課題 例えば地

また、平尚・森の研究では、第1波期の地方財政に関して、COVID-19への対策について概説し、特に2020年度の第一次補正予算に関する課題、例えば地方創生臨時交付金の位置づけの問題、財政民主主義の原則からの疑義、対応するための職員体制をはじめとした地方自治体への配慮の欠如などを都道府県、政令市、中核市の財政担当課へのアンケート調査も踏まえた上で議論している。財政面で国と地方自治体の関係や地方自治体の財政面での課題について明らかにされている。

当事者の視点から都道府県レベルでの対応についてまとめられたものもある。 黒岩祐治『それはダイヤモンド・プリンセス号から始まった!チーム神奈川・ 250日間の真実』(IDP出版, 2021年), 平井伸治『鳥取力-新型コロナに挑む小 さな県の奮闘』(中央公論新社, 2021年) などである。こうした情報も重要なも のであるが、そうした都道府県レベルの対応あるいは知事の対応に対して研究 者の視点から研究を行ったものとしては片山の研究がある。片山は、元鳥取県 知事での経験なども引き合いに出しながら、知事の役割や実際に取った行動や 対応について法的根拠や適法性等に関して、望ましい COVID-19対策のあり方について言及している。法令等に基づき顕著な知事の行動に対する評価や問題点の抽出という点ではこの研究は大きく貢献しているが、地方自治体においてどのような対応が行わたのか、刻々と変化する状況の中での対応やその変化、地域ごとの特徴等については把握することは難しい。

こうした COVID-19に関する先行研究は、COVID-19に関する政策の大枠について捉えること、国と地方自治体の関係についての理解や課題等の把握をする上で重要なものである。しかしながら、地方自治体でいかなる対応がとられたかについては十分に明らかにされておらず、本研究ではそうした点の解明を試みる。地方自治体の対応や役割、課題等については事例を扱った分析の蓄積が重要となる。

3. 感染症の治療:医療体制の整備. 医療崩壊の阻止

1) ダイヤモンド・プリンセス号の感染者対応

2019年末,中国の武漢市で原因不明の肺炎が流行し、その後 COVID-19によるものであることが判明した。2020年1月には中国で感染が広がっており、1月15日には日本国内でも武漢市に渡航歴のある神奈川県在住の男性の感染が確認された。当時は、国内で大規模な感染は予測されておらず、神奈川県でも、黒岩祐治知事が県民に向けて、過度な心配をしないことや、せきエチケットの徹底などを呼びかける程度であった。ただし、中国での感染状況が広まっていることや春節を前にして、県は1月24日に危機管理対策会議を開き、感染予防策の徹底や発熱等があった場合には医療機関を速やかに受診すること、新型肺炎流行国からの来訪という理由のみで施設利用を拒むなどの過剰対応を取らないことなどを関係団体等へ周知していた(3)。当時、武漢市では事実上の都市封鎖が実施され、国内でも2例目の感染が確認されていた。

1月28日に COVID-19は政府により感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定された。さらに、1月30日に、新型コロナウイルス

感染症対策本部が設置された。なお、同日、WHOにより「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言された。神奈川県では危機管理対策会議幹事会が開かれ、「指定感染症」についての情報共有や関係団体への周知等が進められた⁽⁴⁾。このような中、COVID-19対策で大きな契機となったのが、大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号への対応であった。

クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号では香港で下船した乗客の COVID-19への感染が確認され、2月3日横浜港に寄港し、検疫を受けること となった。当初は、症状のある乗客の検査を行い、その他の乗客の下船が予定 されていた。しかし、症状のある人の検査を起こったところ、10名の感染が確 認され、その後も感染者が確認されたため、さらなる検査の必要性が生じた⁽⁵⁾。

感染者の対応にあたっては、検疫法では検疫、検査等は国の管轄であったが、感染症患者の搬送等については、国から県へ対応の要請があった。知事は、緊急時の対応のノウハウを有する DMAT を招集し、搬送の調整にあたった⁽⁶⁾。搬送にあたっては、受け入れ側の病院の体制が整っていること、また病床の余裕などを考慮する必要があった。そのため、県は県内の医療機関、約3500の病院の電話番号リスト作成し、総務(救急や外来など病院の稼働状況)、物資(マスクや人工呼吸器等)、患者搬送に担当を分け、日々病院の状況を把握できるようにした。なお、このシステムは厚生労働省等の評価を受け、全国の医療機関の情報を毎日集約する G-MIS(新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム)にも応用された⁽⁷⁾。このようにして、神奈川県では他の都道府県に先んじて多くの感染者の病院への搬送などを行うことで、感染者を適切に病院に振り分ける医療体制の基礎を確立することとなった。こうした経験はのちの「神奈川モデル」の礎となった。

このダイヤモンド・プリンセス号への神奈川県の対応は、感染者に対する適切な処置ができる病院への搬送などを可能にした。当時国内では爆発的な感染を経験しておらず、そうした状況に対応しうるノウハウを得たことで他の自治体よりも知識や対応の体制等の行政資源を得ることができたといえる。

この対応は検疫法などの枠組みに基づいたものではあったが、国は現場での

対応にあたる人的資源などが豊富ではないため、実質的に対応するには地方自治体との連携が必要であること、地方自治体が有する資源の活用が重要であることが明らかになった。また、対応の構築にあたっては、知事をはじめ、対策本部などリーダーシップや DMAT 等の人的要素が重要であったことも見て取れる。ただし、ダイヤモンド・プリンセス号への政府の対応については、国外からその遅さ等について批判的に論じられていた。これは PCR 検査の対応の限度などが影響されていたといわれる (8)。

2) 「神奈川モデル」

(1) 設計, 準備段階

「神奈川モデル」とは、病床不足、医療崩壊を防ぐため、主に症状ごとに病院、施設を分類し対応するものである。具体的には次のように患者の症状により、病院等が対応に当たる。人工呼吸器が必要な重症者は救命救急センターなど高度医療機関、酸素投与が必要な中等症の患者は重点医療機関が受け入れ、無症状や軽症者は自宅や県が用意する宿泊施設に滞在することとされた。

ダイヤモンド・プリンセス号への対応に尽力した神奈川県であったが、2月下旬には全国的にも感染者が増加しており、県内の医療体制の整備等も求められていた。2月末には、県内の感染症指定医療機関に重症の患者を集約するため、県医師会などを通じて軽症患者の転院を働きかけてゆくことが決められた。また、知事や横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市といった主要都市の幹部や、県市長会、県町村会、県医師会、県病院協会の会長など県内の主体が参加し、医療提供の維持についての会議が開かれ、県内の医療機関や市町村との連絡役となる県庁内の調整本部への人材派遣、急増した患者を搬送するための救急車の応援等についての協議が行われた(9)。

そして、先述したように患者の症状に応じて高度医療機関や重点医療機関、施設での療養などの振り分けをして対応する医療体制を整備する「神奈川モデル」が確立された。医療体制の整備については、従来から県の事務であるが、急速に拡大する COVID-19に対して、国のモデル等ではなく、県内の自治体や

医療機関等との協議,調整を経て、対策が決定されたことは、地方自治の観点から重要なものであった。さらに、県内の自治体や医師会等医療関係者との連携が有効に働いた影響が見られ、それまでの関係構築等が影響していたことが 指摘できる。

(2) 実施・運用

「神奈川モデル」は、軽症者も含めてすべての患者が病院に入院している状態を「フェーズ0」とし、重症患者20人、中等症患者100人を目安とした「フェーズ1」の判断がなされた場合、本格的に活用されることとされていた⁽¹⁰⁾。運用に備え、県は各カテゴリで対応する医療機関の指定を進めた。まず、中等症の患者を扱う「重点医療機関」の指定を行い、公立病院である県立足柄上病院、県立循環器呼吸器病センター、国立病院機構相模原病院が指定された⁽¹¹⁾。そして、先述のフェーズ1に満たないものの、中等症の受け入れをもって、2020年4月6日に「神奈川モデル」の運用が開始された⁽¹²⁾。

感染者の病状としては、軽症者も多く、軽症者施設の確保も課題となっていた。この軽症者施設の確保や運用については、民間との協力が顕著であった。 県はまず、県、横須賀市、葉山町や民間団体による第三セクターである研修宿泊施設「湘南国際村センター」を無症状・軽症患者の受入施設として確保した。 県内の市町村も独自に軽症者等の受入施設の確保が進められた。横浜市は横浜市立市民病院を、相模原市は閉院した北里大学東病院の敷地内の看護師寮を軽症者のための施設として確保した⁽¹³⁾。川崎市は中等症以上の患者を受け入れるために市内医療機関の計190床(民間を含む8医療機関)を確保した。福田紀彦川崎市長は、市域で対応する『川崎プラン』に基づく体制を整えることで、広域連携にもつながると発言している⁽¹⁴⁾。

県内の市町村のみではなく、他の主体との協力も行われてきた。4月10日に 県は横浜市の「アパホテル&リゾート」(2300室)を、無症状・軽症患者向けの 施設として確保した。また、県は、先述の「湘南国際村センター」の開館にあ たり、COVID-19等感染症対策のノウハウを持つ陸上自衛隊第1師団第34普通 科連隊に災害派遣要請をし、療養者の生活支援や県スタッフの指導等の援助を 受けた⁽¹⁵⁾。

設計段階においても、県内の自治体および民間団体との調整、協議等を進めてきたが、運用段階においても、それぞれの主体の協力を得ながら、「神奈川モデル」は展開された。

(3) 評価・改善等

「神奈川モデル」は前出の枠組みを中心に、運用の中での課題を解決しながら、修正されてきた。2020年の4月以降、感染者の増加が予測される中で、重点医療機関の負担を軽減、支援するために、合併症を持つ患者やCOVID-19治療後も別の病院での入院治療が必要な患者、PCR検査後に結果が出るまでの中等症の疑いのある待機患者を受け入れる「協力病院」のカテゴリが設けられた(16)。

また、精神科病院で入院患者や看護師の感染が確認された際、精神疾患を有する患者には専門的対応が必要だとして転院先探しが難航していたため、5月に県は重い精神疾患があって、COVID-19に感染した人のための「精神科コロナ重点医療機関」を設置した⁽¹⁷⁾。

その後県は乳幼児を含む子どもが COVID-19に感染した場合に受け入れる医療機関を新たに指定したり、保護者が感染し、一時保護が必要となった 2 歳以上の子供を受け入れる児童施設も設置した (18)。 さらに、妊婦や新生児、在宅の高齢者や障がい者の介護者が感染した場合に受け入れる施設の設置も行った (19)。

このように、神奈川県では、偶発的ではあるが、ダイヤモンド・プリンセス 号への対応により、医療機関の情報の入手やそれに基づいた搬送を経て、COVID-19の感染拡大に備え、医療体制を整えた。これらは、既存の施設や能力等を用いて、その効果的な活用をするとみなすこともでき、新たな財源が大きく要するものではないことから、革新的な政策転換とまではいえないかもしれない。ただし、県が主たるビジョンを示し、それに協力する県内自治体や民間の医療機関、企業が理解を示し、協力していくという点では、地方分権型社会、ガバナンスという観点で評価できるものである。

4. 感染拡大の防止

1) 行動抑制の要請

2020年2月に入ると、COVID-19の感染者は各地で増加していた。2月13日にはCOVID-19に感染していた神奈川県在住の80代の日本人女性が亡くなり、国内で初めての感染による死者確認となった。また、2月26日に、北海道教育委員会が道内の全公立小中学校の休校要請を行うと、同日、安倍首相は、スポーツ・文化イベント等に関して2週間の休止や延期、規模縮小を要請した。神奈川県では、県立の施設や学校のイベントや卒業式に関して中止や縮小などの方針が公表された⁽²⁰⁾。2月27日には安倍首相が3月2日から春休みまで小中学校・高校・特別支援学校の全国一斉休校を要請した。北海道では鈴木知事によって2月28日、法令に基づかない「緊急事態宣言」が発令され、週末の外出自粛が呼びかけられていた。2020年2月には徐々に感染拡大防止のための行動抑制の要請が広がっていたのである⁽²¹⁾。

3月11日には WHO によって、COVID-19の感染拡大についてパンデミックとの宣言が行われた。また、3月13日には特措法改正案が成立し、緊急事態宣言の発出等が可能となった⁽²²⁾。吉村洋文大阪府知事、井戸敏三兵庫県知事は、3月19日に20日からの3連休の大阪・兵庫間の不要不急の往来自粛を要請した。同日、専門家会議は感染が拡大している地域について緊急事態宣言の発令や一律の自粛要請の必要性を提言した。なお、3月20日からの3連休で観光地を中心に多くの人出が確認されていた。3月24日に安倍首相と IOC バッハ会長は電話会談で、東京五輪を2021年夏までに開催することで合意した。翌日、東京都では1日の感染者がこれまでの最多人数を記録し、小池知事が緊急記者会見を開き、平日の自宅での勤務や夜間の外出を控えること、週末の不要不急の外出を控えることを呼びかけた⁽²³⁾。

そして、政府は、3月26日に国内の状況を鑑み、蔓延の恐れが高いと判断し、特措法に基づく対策本部を設置した。これにより総理大臣が「緊急事態宣言」を行うことが可能なった(特措法第15条、32条)。同日、感染者の急激な拡大が

恐れられる中、東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨1都4県の知事は、不要不急の外出を自粛するよう住民に求めていた⁽²⁴⁾。

他国においては、都市封鎖(ロック・ダウン)が行われ、徹底した外出の自粛が図られていた。しかし、東京都知事による言及等はあったものの、日本では私権の侵害にあたるとされ、行政は要請ベースでの行動抑制を実施していた。日本では市民のモラルや「同調圧力」等が働き、行動制限が保たれたとされる。行政としては、経済圏や生活圏等に基づいて、都道府県より広範囲の地域間での協調が必要であった。特措法の改正により緊急事態宣言の発出は可能であったが、国の関与、法令よらない、各都道府県間での交渉や協議に基づいた外出自粛の要請は地方自治の実践と評価することができる。

その後も、3月27日には国内の1日の感染者が最多の100人を超え、翌日には200人を超えていた。こうした状況下で神奈川県は、改めて3月30日以降、都内との往来も含めた不要不急の外出自粛を要請していた。さらに、4月1日には、埼玉県知事や東京都知事や神奈川県知事など首都圏の9都県市の首長によるテレビ会議が行われ、連携の強化で一致していた⁽²⁵⁾。

2) 緊急事態宣言

(1) 緊急事態宣言発出と中央-地方の関係

2020年4月7日,政府によって東京,神奈川,埼玉,千葉,大阪,兵庫,福岡の7都府県に緊急事態宣言が発出された。緊急事態宣言の発令後,対象地域であり,人々の行き来や経済の関連性の高い東京都,神奈川県,埼玉県,千葉県の各知事および政令指定都市のさいたま市,千葉市,横浜市,川崎市,相模原市の各市長は,テレビ会議を行い,首都圏で対策の足並みをそろえること等について話し合いを行った。特に休業要請を巡る議論が焦点となっていた。黒岩県知事は国の休業要請の対象と異なる東京都独自の案や休業補償の額を問題としていた⁽²⁶⁾。知事は国の指針に従うべきであると当初主張していたが,4月10日には,東京都と同様に商業施設などに休業要請をすることを表明した。これは東京都と同様の休業要請をしないことにより,神奈川県に多くの人が流

入することを考慮しての判断とされる⁽²⁷⁾。

一方、休業要請に対する協力金について東京都が早い段階で最大100万円を示していたが、神奈川県は財政状況を鑑みて、国の支援の下での実施を要望していた。結果的には県は、財源を国からの臨時交付金とし、県の休業・営業時間短縮要請に応じた中小企業や個人事業主に、最大30万円の協力金を支給することとした。なお、こうした県の協力金のほかにも、各市町村では、財政的な支援策が4月~5月にかけて採られた⁽²⁸⁾。また、緊急事態宣言が5月31日まで延長され、県は休業要請を31日まで継続し、事業者に対し、協力金の追加支給を行った⁽²⁹⁾。

緊急事態宣言下では、知事は休業要請をはじめとした行動制限の要請が可能となり (特措法第45条)、独自の政策を展開できる一方、生活圏を考慮すると近隣自治体との協調をさけることができない。第一次の緊急事態宣言においては政治的事情もあり、東京都知事が国との交渉の中で目立ったが、本来は周辺自治体との協議が重要であり、仮に独自の判断を必要とするならば説明等も必要である。また、財政的事情により、協力金に差が出てしまうことは、その妥当性があれば、地方自治の観点から問題はないと考える。しかし、この協力金の差は地方自治体の財政状況によるものであった。地方財政制度は全国的に平均して約6割を国庫支出金等から賄う状況となっており、自主財源率にも差が生じている。このような状況も鑑み、今回のような緊急事態においては国による財政措置などを含め事前の調整や議論が必要であったと考えられる。このように、緊急事態宣言の下では、国が宣言を発出するものの実際の対応は都道府県レベルが主として実施し、周辺の自治体との関係も重視されるものであった。ただし、その後も問題となるように休業要請に伴う協力金など財政面では国の関与が求められていた(30)。

(2) 神奈川県への緊急事態宣言の影響:組織内部の変化と財政面での対応 2020年3月以降の感染者拡大防止策の推進,それに伴う経済活動等の低下に より,医療分野に加え,経済分野の対策が地方自治体では重視されるように なった。これは、神奈川県の COVID-19対策の会議体の変遷からも読み取れる。当初、COVID-19の対応に当たる部局は、健康医療局が中心であったが、3月2日には、黒岩知事を本部長とした危機管理対策本部の下に、新たに保健医療部長をトップに、予算措置などを扱う総務班、電話での相談の管理や質問対応にあたる県民対応班、ホームページの更新等を行う広報班、保健所設置市との連絡や、厚生労働省の動向の把握などを行う調査班、県内の医療機関の実態把握や調整を行う医療調整班を設置した。予算措置の検討や国や県内市町村等とのやりとりの強化等の必要が生じ、部局横断的に職員を集めて設置されたのである (31)。また、同日には県議会に「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」が設置された。これまでは COVID-19に関する対策は厚生常任委員会で扱われてきたが、経済面の問題も重要視され部局横断的な対応が求められたことから設置が決められた (32)。さらに 4月3日には新型コロナウイルス感染症対策本部の下に、生活困窮者に対する対策や不要不急の外出自粛に伴う宿泊施設の救済、臨時休校等による学校の問題などへの支援を検討する「緊急経済・経済対策部」が設置された (33)。

このように、感染者の拡大とともに県の COVID-19への対策の体制にも変化が生じ、保健や医療の重視から行動抑制等に伴う経済対策を行うものへと変化していた。これは感染者の拡大とともに、緊急事態宣言による行動抑制等に備えた変化といえる。そして、地方自治体においては施策面のみでなく、独自の組織編成の工夫を行い対応していることが指摘できる。行政部局内で限られた人材を適切な場所に配置する等、知事らのリーダーシップのもと、COVID-19への対応が行われたことが見て取れる。

先述のように、緊急事態宣言発出後は、休業要請への協力金など経済対策が必要とされた。この経済対策には、国からの臨時交付金等もその財源に充てることができたが、多岐にわたる対策を実施する中で、県の財政からの捻出も必要とされた。なお、国からの臨時交付金の額や緊急事態宣言に伴う休業要請の補償を地方自治体が担うべきか、国が担うべきかなどについては、地方自治体を中心として問題とされていた⁽³⁴⁾。

県では3月から県主催のイベントを原則中止か延期するなどの対策を行ってきたが、緊急事態宣言の発出後もこの自粛期間を8月31日まで継続することとしていた。この目的としては、人々の密集により感染リスクの除去もあったのだが、不急の業務を中止するなどして浮いた人員を「医療崩壊」を防ぐための取り組みや経済・雇用対策に回すことも意図されていた。また、緊急事態宣言発出後は、知事ら県の特別職の給与減額なども行われた(35)。これら減額分は県費として扱われ、医療従事者らを支援するための「かながわコロナ医療・福祉等応援基金」に用いられた。この基金はさらに市民の寄付により成り立っており、医療機関と福祉施設に県産品を、感染者に直接対応した医療従事者らに旅行券を贈呈する「みんなの感謝お届け事業」に用いられた(36)。その他にも、ネットカフェ等で生活をしていた人々が休業要請により滞在場所を失ったため、一時的に公共施設で受け入れをしたり、公営住宅等の利用案内の促進、失職者に対して臨時の県職員としての採用等も行われた(37)。

このように県では休業要請及び財政支援を実施した。その財源の捻出に際しては、県は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の他に、基金の切り崩しなどの工夫を行いながら、休業要請の協力金などの経済対策を行った。なお、この交付金に関しては、各地方自治体からその増額が求められ、補正予算が組まれる中で随時追加交付された。しかしながら、第1波期には、神奈川県のように独自の工夫により、財源の確保、対策が行われ、地方自治の側面の強い対策であったといえる。

5. 感染者数減少期の対策

1) 緊急事態宣言解除に伴う休業要請の緩和基準について:「神奈川ビジョン」 2020年5月7日に国内の新規感染者が100人を下回り,地域によっては感染 状況の改善が見られていた。そして,5月14日には39都道府県で緊急事態宣言 の解除,専門家会議による宣言解除の目安の公表等が行われた。延長された緊 急事態宣言の期限が近づくなか,神奈川県でも感染者数の減少が見られ,再び 拡大をした際の対応が定められた。県は5月20日に休業要請を段階的に解除し、感染爆発の兆しがあれば「警戒アラート」を発動して、注意喚起をするという方針、いわゆる「神奈川ビジョン」を示した。この方針では、宣言の解除後、経済活動の再開と医療体制の維持を両立させながら、ワクチンが開発されるまで感染爆発を防ぐことが目的とされた。なお、「警戒アラート」発動の基準は以下のように定められる。①神奈川県と東京都の新規感染者の発生状況が4日連続で予想を大きく上回る、②県内の新規感染者数が1週間の平均で1日10人以上(病院などの感染者集団を除く)、③感染経路不明者の割合が50%以上(病院などの感染者集団を除く)である⁽³⁸⁾。

こうした対策については、国の目安はあるものの、神奈川県、首都圏の感染者数の多い地域では独自のものを定める必要があった。これは県として住民の安心、説明責任の観点からも重要なものであるといえる。

また、県は COVID-19の感染拡大を抑えるため、クラスターの対処にも力を入れた。県内の医療機関に勤める医師と看護師計 8 人により構成され、医療機関などでのクラスターに対処する特別チーム「C-CAT (Corona-Cluster Attack Team)」が 5 月に県対策本部に設けられた。通常クラスター発生時にはまず各地の保健所が対処するところ、保健所から応援要請があれば C-CAT が出動し、感染者と非感染者の区域分け(ゾーニング)や感染症に関する指導、防護用のガウンやマスクなどの調達、患者の搬送先の調整などを行う (39)。このように、さらなる急激な感染拡大を防ぐため、専門家のノウハウや処置等が活用されることとなった。こうした医療関係者との関係も、「神奈川モデル」の DMAT の活用とともに、神奈川県の COVID-19対策の特徴と考えられる。

さらに、緊急事態宣言の解除後は、業種別に「感染防止対策取組書」を公表することとした。この取組書は、各事業者が飛沫防止、マスク着用、換気などの対策を登録し、店頭に貼り出すものである。利用者が県の LINE 公式アカウントに登録をし、取組書にある QR コードを読み込むことにより、利用した店舗で感染者が確認された時には通知が届く仕組みも採用された (40)。

このように、感染者数が減少し、その後の感染者数の拡大に備えた対策では、

これまでの経験を県が活かし、独自の対策を実施するところにその特徴が見られる。緊急事態宣言の解除後の「警戒アラート」の基準では隣接する東京都との関係を重視している点も COVID-19対策での広域の対策が重要であることが反映されている。また、クラスター対策は、県内の医療に関する人材等の資源を活用した独自のものとなっている。取組書についても既存の LINE を用いた対策と連動し、独自の感染への注意喚起等が行われている。

2) 「神奈川モデル」の感染者減少期への対応

感染者の減少とともに、感染者の症状別に確保された病床も最盛期と同様のものは必要とされなくなった。そこで、2020年6月2日に県はCOVID-19感染患者のための病床に関して、感染拡大の警戒アラートの発動が無かった場合、7月1日までに2割を減少させ、その減少分を日常的な医療を回復させるために充てることとした⁽⁴¹⁾。また、感染者の減少、緊急事態宣言の解除後も、「神奈川モデル」には改善が加えられていた。「神奈川モデル」を強化する一環としCOVID-19に感染した透析患者や介護者が感染して不在となった在宅の難病患者を受け入れる医療機関も整備された⁽⁴²⁾。感染者の減少により、医療体制を従来のものに近づけるとともに、特殊な患者への対応が進められた。

感染者増加時に医療逼迫を防ぎ、適切な処置を行うために設計された「神奈川モデル」であるが、医療を提供する病院側を悩ませる問題も孕んでいた。2020年5月頃より病院、特に優先してCOVID-19感染者の対応に当たる公立病院では、他の症状の初診や救急患者の受け入れなど、外来診療が縮小され、経営破たんの可能性が見られ、国などへの財政支援を求める状況に陥っていた。COVID-19への対応による通常の医療提供への影響、病院の収入への影響は神奈川県をはじめ、他の地方自治体でも課題とみなされている⁽⁴³⁾。

「神奈川モデル」は大きな枠組みを維持しつつも感染者数の減少に応じ、調整がなされ、特別な対応を必要とする透析患者や難病患者への対応も拡大された。こうした対応は、それまでの経験に基づくものであり、地方自治体として独自の行政資源を用いた対応といえる。

6. COVID-19対策の独自性と行政アクター間の関係

1) 感染症対策としての県の対応の独自性

これまで明らかになったように、第1波期には感染拡大が地域的に生じたこともあり、地域での初期対応がその後の対応に影響した。これは、未知の感染症に関する情報が少なかったことや対応に当たる人員等の側面で地方自治体が対応する必要があったためである。「神奈川モデル」はその最たるものであった。この医療体制の構築には、ダイヤモンド・プリンセス号の感染者の搬送の経験が大きく影響した。また、運用をする上で対策の追加や修正が行われ、まさに現場での経験や情報の蓄積が制度に影響をした。

また、県の危機管理対策本部、新型コロナウイルス感染症対策本部などの組織編成の変化も地域の状況に応じたものであった。他にも、休業要請協力金などの財源の捻出には、当時、国からの財政的支援が限られていたこともあり、独自性が発揮された。感染者減少期の「神奈川ビジョン」やその後の拡大に備えた「警戒アラート」も首都圏に位置する神奈川県として東京都など周辺自治体の状況も鑑みた制度となり、それまでの経験等が活かされた独自の制度であった。

2) 行政アクター間の関係の重要性

第1波期には、県独自の対策が目立ったが、対策の実施等には他の行政アクターとの関係も重要な要素であった。それぞれのアクターとの関係については以下のような指摘ができる。

第一に、日本の中央 - 地方関係は、基本的には中央主導のものと捉えられており、地方分権改革を経て国の地方への関与は以前より減少したとみなされてきた。先ほど確認したように、COVID-19の対策では県が独自の対策を進めており、そうした点では地方自治体の自治的側面が強く出ていることが分かる。それに加え、国との関係では、国の COVID-19対応等への地方自治体、特に知事の発言力が強まった。これは、特措法を中心とした COVID-19に関わる法制

度の下、緊急事態宣言下等で都道府県知事に権限が認められたことや独自の対応など経験に裏付けられる提案がなされたことによるものと考えられる。

一方, 財政面では, 地方税等による独自の財源では十分に賄いきれず, 国に頼らざるを得ない状況が続いた。これは緊急時であることももちろんだが, そもそも地方自治体は依存財源が多くを占めているため, COVID-19以前から継続するものとも言える。

第二に、COVID-19対応に関しては東京都や首都圏の各県との協調や協議の機会が増えた。平時に地方自治体間の関係がないわけではないが、行動制限や休業要請、飲食店等の時短要請等で足並みをそろえる必要性等があったためである。いわゆる「平成の大合併」を経る中で、都道府県レベルの上位の広域自治体の議論もあったが、それとは異なる形で都県ごとの関係が構築されてきた。ただし、事前の交渉なく独自の施策を表明するなどして、協調に欠けるように見える東京都知事と神奈川県知事との緊張関係など、上手くいく事例だけでないことにも注意する必要がある。

第三に、実際に対策を実施していく上では、県内の自治体との協力も重要であった。それは「神奈川モデル」の設計、運営等での協力に顕著であった。ただし、経済支援、経済対策については、市町村独自に対応したものも多く、都道府県と市町村でその役割が異なるのか等については、さらに研究が必要である。

以上のように、本研究では第1波期の神奈川県の事例を通して、政策形成に係る行政アクターに注目をして分析をしてきた。国との関係では、基本的には法制度上の枠組みの中で国の指示等に基づいた対応となるが、自治体ごとに特徴的な対応が見られることや、財政面では国への依存が強く、国主導のものになるということが明らかになった。

一方で、県独自の対応が実施され、「神奈川モデル」などの制度確立からも 分かるように、そのきっかけや地方自治体の行政資源、首長のリーダーシップ 等が影響することも明らかになった。そして、COVID-19の対策においては、 周辺自治体との関係も重要であることが明らかになった。 単一の自治体のみでなく周辺自治体との関係については、今後、COVID-19 研究を展開する上で重要な視点となる。COVID-19は地域の人の移動や生活のあり方等も関係することから、地域ごとの特性に注目をする必要がある。つまり、都道府県レベルを超えた地方自治体間の仕組みとして各地域に従来から存在する組織(関西広域連合など)や経済圏、生活圏に基づいた対応も見られるため、神奈川県を含む首都圏との異同について研究することで、さらに COVID-19 対応の特質が明確に示される。また、各都道府県の COVID-19対策について研究する際にも、神奈川県で明らかになった国との関係や政策形成におけるアクター間の関係は、日本の COVOD-19対策、地方自治のあり方を研究する上でも有意義なものである。今後は、第1波期で明らかになった特質とその後、第2波以降との関係についての研究も必要であると考える。ただし、2021年から変異種の登場やワクチン接種が進む中状況に対応をしながら調整が行われてきたが、これまで概観する中では、基本的な「神奈川モデル」の枠組みを残したまま大きく変化していないと考えられる。

【附記】本研究は政治経済研究所共同研究「COVID-19と社会の変容: With Corona 時代における福祉国家の再検討」に基づくものである。

【註】

- (1) 小野(2021):22-27頁。
- (2) 後述するように、実際に日本でも緊急事態宣言の後、行動抑制の要請が行われ、 各自治体での休業に対する協力金やその財源として用いることのできる国からの補助金等の対策が行われている。
- (3) 「相談専用ダイヤル開設 = 新型肺炎で危機管理対策会議―神奈川県」iJAMP(時事通信社,2020年1月24日)[http://www.jamp.jiji.com/apps/p/kiji/view](参照2022年3月21日)
- (4)「新型肺炎で対策会議幹事会=専用ダイヤルに相談85件=―神奈川県」iJAMP(時事通信社,2020年1月28日)[http://www.jamp.jiji.com/apps/p/kiji/view](参照2022年3月21日)
- (5) 読売新聞東京本社調査研究本部編(2021):73-77頁。
- (6) 黒岩(2020):17-32頁。

- (7) 黒岩(2020):45-53頁。
- (8) 藤原学思,下司佳代子,益満雄一郎,西本秀「『最も危険な場所の一つ』新型肺炎対応,海外から批判」朝日新聞アピタル(2020年2月20日 [https://www.asahi.com/articles/ASN2N65L1N2NUHBI019.html](参照2022年3月25日)
- (9) 茂木克信, 土屋香乃子「自治体と医療関係者, 一体で取り組み確認 症状ごと対 応『神奈川モデル』 新型コロナ/神奈川県」朝日新聞, 朝刊, 横浜・1地方(2020年3月28日)29頁。
- (10) 田井中雅人「『今まで通り診療中、安心を』重点医療機関の相模原病院」朝日新聞, 朝刊,横浜・1地方(2020年4月3日)17頁。
- (11) 茂木克信, 松沢奈々子, 豊平森, 岩堀滋「重点医療機関に3病院 神奈川モデル の核 新型コロナ/神奈川県」朝日新聞, 朝刊, 横浜・1地方(2020年4月2日) 19頁。
- (12) 茂木克信「知事『冷静な行動を』 首相きょうにも緊急事態宣言 外出自粛徹底要 請へ/神奈川県」朝日新聞,朝刊 横浜・1 地方(2020年4月7日)17頁。
- (13) 田中義宏, 木下翔太郎, 洪玟香「新型肺炎:新型肺炎 横浜市が警戒本部設置 水際の対策協議/神奈川」毎日新聞, 地方版・神奈川(2020年2月1日)19頁。
- (14) 市村一夫「新型コロナ:新型コロナ 中等症受け入れ 川崎市190床確保/神奈 川」毎日新聞, 地方版・神奈川 (2020年4月15日) 19頁。
- (15) 田井中雅人「軽症者用施設に自衛隊派遣要請 県, 生活支援などで 新型コロナ / 神奈川県」朝日新聞, 朝刊, 横浜・1 地方 (2020年4月18日) 23頁。
- (16) 茂木克信,岩堀滋「病床確保に懸命 中等症疑い・合併症の人,『協力病院』で対応 新型コロナ/神奈川県」朝日新聞,朝刊,横浜・1地方(2020年4月21日)17頁。
- (17) 田井中雅人「精神疾患のコロナ感染者,治療に力 今月中旬の開設目指す 重点 医療機関/神奈川県」朝日新聞,朝刊,神奈川全県・1地方(2020年5月2日)21頁。
- (18) 茂木克信「子ども預かる3施設指定 県,両親とも感染ケースなど想定 2歳未満は医療機関へ/神奈川県」朝日新聞,朝刊,神奈川全県・1地方(2020年5月13日)19頁。
- (19)「妊婦らの受け入れ体制整備=新型コロナ,在宅高齢者の施設も-黒岩神奈川知事」iJAMP(時事通信社,2020年5月26日)[http://www.jamp.jiji.com/apps/p/kiji/view](参照2022年3月21日)
- (20) 斎藤茂洋「軽症患者の転院促す 県,指定医療機関は重症者優先 新型コロナ/神奈川県」朝日新聞,朝刊,横浜・1地方(2020年2月26日)27頁。
- (21)「新型コロナ特措法 知事ら評価と注文 『本来あるべき姿』『私権制限伴う劇薬』」 読売新聞,朝刊(2020年3月14日)2頁。
- (22) 読売新聞東京本社調査研究本部編(2021):95-99頁。
- (23) 一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ(2020):139-141頁。
- (24) 読売新聞東京本社調査研究本部編(2021):110頁;「外出自粛,首都圏で,新型コロナ拡大,5都県合意,企業も対策急ぐ」日本経済新聞,朝刊(2020年3月27日)

1頁。

- (25)「新型コロナ 今週末も『外出自粛』へ=埼玉」読売新聞, 朝刊 (2020年4月2 日) 25頁。
- (26)「『人との距離 2 メートル』 提言 9 都県市 TV 会議 新型コロナ」 読売新聞, 朝刊 (2020年 4 月10日) 26頁。
- (27) 「一転, 県も休業要請 きょうから実施, 知事が表明 緊急事態宣言受け/神奈川県」朝日新聞, 朝刊, 横浜・1地方(2020年4月11日)23頁。
- (28) 同上。横浜市や川崎市などの政令指定都市を中心に、2018年度末の自治体の貯金にあたる財政調整基金の残高について、住民1人当たりの額が多い市町が財政支援を行っている。
- (29) 延長の決定された5月7日~31日の8割を休業した事業者に10万円の協力金が追加支給されることとなった(「緊急事態延生『特定警戒』休業要請継続 13都道府県都は協力金追加」読売新聞、朝刊「2020年5月6日]1頁。)。
- (30)「コロナ対策 自治体財源『ぎりぎり』基金取り崩し 寄付募集も」読売新聞,夕刊 (2020年5月22日) 10頁。
- (31)「県の対策チーム発足 新型コロナウイルス/神奈川県」朝日新聞, 朝刊, 横浜・1地方(2020年3月4日)21頁。
- (32)「新型ウイルス対策で特別委員会 神奈川県議会」iJAMP(時事通信社,2020年2月26日)[http://www.jamp.jiji.com/apps/p/kiji/view](参照2022年3月21日)
- (33) 「緊急経済・経済対策部を設置 = 新型コロナ感染症対策本部傘下に―神奈川県」 iJAMP (時 事 通 信 社, 2020年 2 月26日) [http://www.jamp.jiji.com/apps/p/kiji/view] (参照2022年 4 月 6 日)
- (34) 茂木克信「協力金『ない袖振れぬ』知事,支給は明言避ける新型コロナ対応/神奈川県」朝日新聞,朝刊,横浜・1地方(2020年4月12日)21頁。
- (35)「県特別職など賞与総額5億円削減/神奈川県」朝日新聞,朝刊,神奈川全県・1 地方(2020年5月1日)15頁。
- (36) 茂木克信「県産品カタログから医療者側が選ぶ形に 県のコロナ基金使途/神奈川県」朝日新聞、朝刊、横浜・1地方(2020年7月8日)19頁。
- (37)「災害時の避難所用に間仕切り 県, 感染拡大防止へ導入/神奈川県」朝日新聞, 朝刊, 神奈川全県・2 地方(2020年4月11日)21頁;「失職者ら64人を採用/神奈川県」朝日新聞, 朝刊, 神奈川全県・1 地方(2020年5月2日)21頁。
- (38) 茂木克信「休業要請を段階解除・感染爆発防止に警報 県, 緊急事態解除後の戦略示す/神奈川県」朝日新聞, 朝刊, 神奈川全県・1地方(2020年5月21日)17頁。
- (39) 茂木克信「クラスター対策, 県が強化 23カ所確認, 人手・物資厳しく/神奈川県」朝日新聞, 朝刊, 神奈川全県・1地方(2020年6月7日)17頁。
- (40) 2020年3月に、相談ダイヤルに問い合わせが殺到していたため、問い合わせに AI による自動応答で相談先などを案内する LINE の公式アカウントを開設していた(斎藤茂洋「新型コロナ相談先、LINE で AI が案内 県/神奈川県」朝日新聞、朝刊、

横浜・1地方 [2020年3月7日] 25頁);田井中雅人「営業再開へ,コロナ感染防止を徹底 県の『対策取組書』,業者400件超が登録/神奈川県」朝日新聞,朝刊,神奈川全県・1地方(2020年5月27日)19頁。

- (41) 茂木克信「感染者病床 2 割減へ アラート無しなら、県が目安 新型コロナ/神奈川県」朝日新聞、朝刊、神奈川全県・1 地方(2020年 6 月 2 日) 17頁。
- (42) 茂木克信「要介護者受け入れ,県が5施設指定へ 新型コロナ/神奈川県」朝日新聞,朝刊,神奈川全県・1地方(2020年5月27日)19頁;茂木克信「受け入れ体制,県整備 コロナ感染の透析患者・介護者が感染,難病患者/神奈川県」朝日新聞,朝刊,神奈川全県・1地方(2020年6月12日)21頁。
- (43) 茂木克信「大幅減収の病院,国に支援要請へ 知事,足柄上病院など/神奈川県」朝日新聞,朝刊,神奈川全県・1地方(2020年5月20日)23頁。

【参考資料】

朝日新聞 日本経済新聞 毎日新聞 読売新聞 iJAMP

【参考文献】

礒崎初仁『知事と権力―神奈川から拓く自治体政権の可能性』(東信堂、2017年)

一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ『新型コロナ対応民間臨時調査会調査・検証報告書』(ディスカヴァー・トゥエンティワン、2020年)

小野太一「感染症対策における国と地方の役割」『国際文化研修』第113号(2021年) 22-27頁

片山善博『知事の真贋』(文藝春秋, 2020年)

金井利之『コロナ対策禍の国と自治体――災害行政の迷走と閉塞』(筑摩書房, 2021年)

鎌田司「コロナ対策は集権か分権か ~国も地方も試行錯誤続く~」『自治総研』第518 号(2021年) 1-34頁

黒岩祐治『それはダイヤモンド・プリンセス号から始まった!チーム神奈川・250日間 の真実』(IDP 出版, 2021年)

竹中治堅『コロナ危機の政治 安倍政権 vs. 知事』(中央公論新社, 2020年)

徳野慎,吉田穂波,中森知毅「神奈川県における新型コロナウイルス感染症への医療対応」『神奈川県立保健福祉大学誌』第19巻第1号(2022年)11-17頁

富澤守「新型コロナと地方自治体」『Beacon Authority 実践自治』第83号(2020年) 40-46頁

平井伸治『鳥取力 - 新型コロナに挑む小さな県の奮闘』(中央公論新社, 2021年)

平岡和久, 森 裕之『新型コロナ対策と自治体財政』(自治体研究社, 2020年)

平岡和久、尾関俊紀編著『新型コロナウイルス感染症と自治体の攻防』(自治体研究社、 2021年)

牧原出「新型コロナ時代の都道府県・市町村」『月刊ガバナンス』 7月号(2020年) 14-16頁

読売新聞東京本社調査研究本部編『報道記録 新型コロナウイルス感染症』(読売新聞 東京本社, 2021年)

【表】新型コロナウイルスをめぐる主な出来事(第1波期)

※ 黒岩 (2020):8及び竹中 (2020):356等を参照し、筆者作成。

年月日	出来事
2019年	中国湖北省武漢市政府,27名のウイルス性肺炎発症を発表。
12月31日	
2020年	新華社通信及び中国中央テレビ局、武漢市で発生したウイルス性肺炎につい
1月9日	て新型のコロナウイルスの検出を報道。
1月11日	武漢市政府,新型コロナウイルスによる初の死者1名を発表。
1月15日	神奈川県内で日本初の感染者(武漢市への渡航歴のある中国人男性)を確認。
1月16日	関係省庁連絡会議開催。
1月20日	ダイヤモンド・プリンセス号が横浜港を出港。
	北京市と広東省深圳市での感染を確認。中国政府の専門家チーム、ヒトから
	ヒトへの感染・医療従事者の感染を認める。
1月21日	関係閣僚会議開催。
	外務省、中国全土の渡航や滞在に「感染症危険情報」(レベル1)を発表。
1月23日	武漢市政府、航空便や列車の運行を停止。事実上の武漢市封鎖。
	外務省、武漢市の「感染症危険情報」をレベル2に引き上げ。
	WHO,「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」には該当しないと判断。
1月24日	国立感染症研究所, 国内の感染 2 例目を厚労省へ報告。
	外務省、湖北省の感染症危険情報を「レベル3」(渡航中止勧告)へ引き上げ。
1月26日	安倍首相、武漢市滞在の日本人希望者へチャーター機派遣の考えを示す。
1月28日	安倍内閣、新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定。
	奈良県の武漢市への渡航歴の無い日本人ツアーバス運転手の感染確認。
1月29日	武漢市への政府チャーター機、第1便が到着。
1月30日	WHO, 緊急委員会にて「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言。
	安倍内閣、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置。
1月31日	国立感染症研究所, 武漢市発のチャーター機第1便帰国者から無症状病原体
	保有者を確認。河野防衛相、災害派遣に関する自衛隊行動命令を発令。
1月31日	国立感染症研究所,武漢市発のチャーター機第1便帰国者から無症状病原体

2月1日	安倍内閣, 指定感染症に指定する政令を施行。 法務省, 湖北省滞在歴のあ
	安田内阁、相足窓朱進に相足する政事を施行。
	香港政府、香港で下船したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客が
	新型コロナウイルスに感染していたことを発表。
9 日 9 日	
2月3日	
2月4日	
2月5日	ダイヤモンド・プリンセス号から感染者の搬送開始。
0.11.0.11	「神奈川県新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策会議」開催。
2月6日	神奈川県,DMAT が感染者輸送に参加。
2月11日	WHO,新型コロナウイルスによる肺炎を「COVID-19」と命名。
2月13日	感染していた神奈川県在住の日本人女性国内初の死亡例。
	安倍内閣, 政令を改正, 検閲所における停留・隔離と無症状者感染者の入院
	措置を定める。
	感染症対策本部,緊急対応策の第1弾を取りまとめる(総額153億円)。
2月14日	
2月16日	第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議開催。
2月17日	アメリカ合衆国、ダイヤモンド・プリンセス号の乗客へチャーター機を派遣。
	湖北省の帰国者を乗せた政府チャーター機第5便(最終便)が到着。
	厚労省、新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安を公表。
2月19日	ダイヤモンド・プリンセス号から陰性と判明した客の下船を開始。
2月24日	専門家会議、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた
	見解」発表。
2月25日	感染症対策本部、「感染症対策の基本方針」決定。 厚労省にクラスター対
	策班設置。
2月26日	安倍首相,スポーツ・文化イベント等の2週間の休止・延期・規模縮小要請。
2月27日	安倍首相, 3月2日以降の全国の小中学校および高校と特別支援学校に対し
	て春休みまでの休校を要請。
3月2日	安倍首相、衆議院予算委員会で特措法の改正表明。
	厚労省、小学生保護者の休業に対して1日あたり8,330円助成の方針を発表。
3月5日	法務省、中国と韓国全土から入国制限実施を発表。
3月6日	厚労省、PCR 検査への保険適用開始。 厚労省、北海道北見市などにマスク
	の配布を開始。
3月7日	厚労省、都道府県などに医療提供体制の整備を依頼。
3月9日	厚労省にマスクチーム設置。 法務省、中韓からの入国制限を強化
3月10日	安倍内閣、国民生活安定緊急措置法の政令改正により、マスクの転売を禁
	止。 感染症対策本部、「感染症に関する緊急対応策 - 第二弾」を決定。
	安倍内閣、特措法改正案を閣議決定。

	The man and the second
3月11日	WHO, 新型コロナウイルスの感染拡大についてパンデミックと宣言。
3月13日	特措法改正案が成立。
	トランプ大統領、感染症拡大に対して国家非常事態宣言を発出。
3月16日	神奈川県、「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部」発足。
3月19日	厚労省、都道府県に感染ピーク時の病床確保を要請。
	政府専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」発表。
	吉村大阪府知事, 井戸兵庫県知事, 20日からの3連休の大阪・兵庫間の不要
	不急の往来自粛を要請。
3月20日	安倍首相、学校再開のための指針の策定求める。
3月21日	法務省、欧州全域から入国制限強化。
3月24日	安倍首相と IOC, 東京五輪を2021年夏までに開催することで合意。
	法務省,欧州15か国から入国禁止。
3月25日	小池東京都知事,「感染爆発の重大局面」との認識を示す。「No!! 3 密」を呼
	びかけ。
3月26日	特措法に基づき新型コロナウイルス感染症対策本部設置。
	東京などの5都県知事、週末の人込みへの不要不急の外出自粛を要請する共
	同メッセージ。内閣府、3月の月例経済報告において景気について「厳しい
	状況にある」と判断。
3月27日	アメリカで総額2.2兆ドルの経済対策が成立。
3月28日	感染症対策本部「基本的対処方針」策定。
3月29日	吉村大阪知事、緊急事態宣言の発令を求める。
3月30日	安倍政権,大会組織委, IOC など,東京五輪の開幕を2021年7月23日とする
	ことで合意。
4月1日	安倍首相, 布製マスクを全世帯に2枚ずつ配布する方針を発表。
	東京都教育委員会、ゴールデンウイーク明けまでの都立学校休校を決定。
	専門家会議、東京・大阪など「感染拡大警戒地域」での一斉休校・外出自粛
	要請検討を要請。
4月2日	厚労省、無症状者・軽症者の宿泊施設での療養を認める条件を発表。
4月4日	東京都、1日あたり初めて100人を超える感染者を確認と発表。
4月7日	安倍首相、特措法に従い7都府県を対象に5月6日までの「緊急事態宣言」
	を発令。「基本的対処方針」改定。 安倍首相, 令和2年度, 補正予算案
	(16.8兆円) を閣議決定。
4月9日	神奈川県、湘南国際村センター(新型コロナウイルス宿泊療養施設)開設。
4月10日	東京都が休業要請発表、神奈川県も歩調を合わせる(実施は11日午前0時か
	ら)。埼玉県、休業要請発表(実施は13日午前0時から)。
4月11日	感染症対策本部、「繁華街の接客を伴う飲食店」への外出自粛要請を全国へ。
4月12日	千葉県、休業要請発表(実施は14日午前0時から)。

4月15日	山口公明党代表,安倍首相と会談し10万円の一律給付を求める。
	東京都、補正予算発表、休業要請に応じた事業者への「感染拡大防止協力
	金」の概要を公表。
4月16日	安倍首相、30万円旧不安を10万円支給案に変更することを決定。
	対策本部,緊急事態宣言を全国に拡大。 13都道府県を「特定警戒都道府県」
	に指定。
4月18日	国内の感染者が1万人を超える。
4月20日	神奈川県、アパホテル&リゾーツ(2,300室)を宿泊療養施設として併用。
	安倍内閣,組み替えた令和2年度補正予算案(25.7兆円)を閣議決定。
4月23日	内閣府4月の月例経済報告において景気について「急速に悪化」と判断。
4月24日	厚労省、医療機関への医療資材緊急配布の仕組を発表。
4月30日	全国知事会,安倍内閣に緊急事態宣言延長の場合,「全都道府県を対象地域
	にすることを視野に検討」することを政府に提言。令和2年度補正予算案成
	$\dot{\vec{ec{arDeta}}}_{\circ}$
5月1日	神奈川県、精神科コロナ重点医療機関設置。 黒岩神奈川県知事、神奈川県
	民に「GW は我慢のウィーク」と緊急速報メールで発信。
	専門家会議、新規感染者数が限定的となった地域に対して「新しい生活様
	式」に移行することを求める。
5月4日	安倍首相、緊急事態宣言を全都道府県で5月31日まで延長すると表明。
5月5日	全国知事会、解除の基準について明らかにすることを政府に要望。
5月13日	厚労省、抗原検査簡易キットを薬事承認。
5月14日	安倍首相,緊急事態宣言を39県で解除。 8都道府県で継続。
	感染症対策本部、基本的対処方針改定、解除を判断する条件を提示。
	大阪府知事,兵庫県知事,京都府知事,16日から休業要請の緩和を発表。
5月21日	安倍首相,緊急事態 3 府県で追加解除, 5 都道県で継続。
5月25日	安倍首相、緊急事態宣言解除をすべての都道府県で解除。
5月27日	安倍内閣,家賃支払いの支援などを盛り込んだ令和2年度第2次補正予算
	(31.9兆円) を閣議決定。
5月28日	神奈川県、神奈川県内の海水浴場新型コロナ感染防止ガイドライン発表。
6月12日	令和2年度第2次補正予算が成立。
6月16日	加藤厚労相、抗体検査の結果、東京都で抗体保有率が0.10%であったこと等
	を発表。

OWS 運動における米国政治への不信の表明

福森憲一郎

(目次)

- 1 経済格差に対する不信の表明
- 2 カウンター・デモクラシーとしての OWS 運動
 - 2.1 参加形態としての「占拠」
 - 2.2 OWS 運動のレパートリーと組織形態
- 3 OWS 運動の政治的帰結
 - 3.1 運動の発生と展開
 - 3.2 政治的アクターの反応
 - 3.3 OWS 運動における不信
- 4 米国政治における格差

1 経済格差に対する不信の表明

本稿は、OWS(Occupy Wall Street)運動の分析を通じて、2011年にウォール 街で発生した抗議運動が米国政治に与えた影響を明らかにする。OWS 運動は、 世界的な金融危機を背景とする2010年代に各地で発生した占拠運動のひとつで あり、現在の政権に対する不信を表明することを目的としている。OWS 運動 に関する先行研究では、運動が用いる手段(レパートリー)や運動形態に注目 が集まり、SNS を用いた動員や脱中心的なネットワークの観点から分析が行 われてきた¹。

OWS 運動の特徴は、異議申し立てを行う中で、特定のリーダーや既存の組織が中心となるのではなく、運動の参加者間の合意に基づいた決定が重要視された点にある。OWS 運動は、具体的な要求を提示し、特定の成果を挙げることよりも、占拠活動のような実際の行動の中において、運動参加者間の公平な関係を実現することを試みた。そのため、OWS 運動に関する分析では、運動の結果よりも、運動が行われてきた過程そのものに注目が集まってきた。

しかし、OWS 運動における新たなネットワークは、代議制デモクラシーに対してまったく影響を与えないものなのであろうか。OWS 運動がもつ新規性を明らかにするためには、運動内部における取り組みへの注目とは別に、議会外における新たな組織形態の構築を試みた運動が、政治過程にいかなる影響を与えたのかという点に注目すべきであろう。本稿は、OWS 運動への注目が集まる中で、政治的アクターがどのように反応したのかという点を明らかにする。

OWS 運動に対して民主党は支持を表明する。しかし、共和党における議会外の運動への対応と比較すると、OWS 運動が政治過程に与えた影響は消極的なものであった。共和党は、ティーパーティー運動の活性化に応じて、予備選挙において現職を落選させるための取り組みを積極的に行い、結果的に、連邦議会における保守化が進行することとなる。しかし、OWS 運動に対しては国際的な注目が集まりながらも、2012年の大統領選挙においては、リベラル派の動員において運動の影響があまり見られなかった。OWS 運動が選挙政治にもたらした効果としては、2016年の大統領選挙における第三極としてのサンダース陣営への動員が挙げられる。OWS 運動は、経済格差に基づく共通の目的を掲げることにより、既存の社会運動とは異なる新たなネットワークを構築しな

¹ OWS 運動に関する先行研究としては、例えば、「占拠」概念の批判的検討(Adams 2014)、アナーキズムに基づく分析(Bray 2013)、文化理論とコミュニケーション論に基づく分析(Kellner 2012)、OWS 運動の国際的な影響に関する比較研究(Pickerill et al. 2020)、運動参加者に対するインタビュー調査(Gerbaudo 2017; Gould-Wartofsky 2015)がある。

がらも、現行の政治システムに対する批判的態度を強調したことにより、運動が特定の政治的帰結に結びつくことが困難であった。OWS運動が米国政治に与えた影響としては、一方において、草の根運動に基づく新たな動員の可能性が見出された点があるものの、もう一方においては、選挙戦略における厳しさを露呈する側面も存在していた。

本稿の構成は以下の通りである。次節では、本稿の分析アプローチに関する説明を行う。政治参加の観点から議会外の運動に関する整理を行い、OWS運動の政治的帰結を明らかにするアプローチの説明を行う。第3節では、第一に、OWS運動が掲げるテーマやアプローチが、先行する社会運動と比較した場合、いかなる点に違いがあるのかを示す。第二に、OWS運動が発生し、広がりを見せる過程において、一般の人びとや政治的アクターがいかなる反応を示したのかを明らかにする。特に、OWS運動が米国政治に与えた影響に関しては、ティーパーティー運動に対する共和党の反応との比較から、民主党におけるOWS運動への反応に注目する。最後に、本稿のまとめと課題を示す。

2 カウンター・デモクラシーとしての OWS 運動

2.1 参加形態としての「占拠」

OWS 運動の発生には、現政権に対する不信の存在がみられる。OWS 運動は、経済的不平等に対して不満を抱えるとともに、自分たちの政治的な代表が出されていないことに対する異議を申し立てている。そこでは、特定の政治家や政党の責任を追及することよりも、現在の政権に対する不信の表明が強調される (Runciman 2015) 2 。OWS 運動は、「真のデモクラシー (Real Democracy)」を求める運動のひとつとされ(Hardt and Negri 2011)、参加に開かれた運動内部の意志決定構造を特徴とする。

² 具体的な論点として、民主党と共和党間で争われた債務限度額に関する議論がある。 共和党は、オバマケアをはじめとする福祉受給に関する予算の大幅な削減を求め、 民主党は富裕層に対する課税の必要性を訴えた。

民主主義論において、OWS 運動をはじめとする議会外の異議申し立ては、政治参加の一形態である³。例えば、ローゼンストーン(Steven J. Rosenstone)とハンセン(John Mark Hansen)は、政治参加の形態を「選挙政治への参加(participation in electoral politics)」と「統治政治への参加(participation in governmental politics)」の二つに分類し、投票以外の参加形態を指摘している(Rosenstone and Hansen 1993)。また、イングルハート(Ronald F. Inglehart)も、システム・レベルの変化と個人レベルの変化の相互性に注目し、エリート対抗型の政治参加に言及している(Inglehart 1990=1993)。現代では、「社会運動のクラウド化(cloud of social movement)」や「たたかいの政治(contentious politics)」に関する議論において、人々の不満と抗議行動の結びつきが指摘されている(Gonoi 2004: Tarrow 1998=2000)⁴。

既存の価値観や体制への挑戦を行う社会運動が、政府に対していかなる影響を与えるのかという点に関しては、運動と体制転換の関係に注目が集まってきた(山田 2016)⁵。例えば、社会運動と民主化の関係に関する議論において、議会外の異議申し立てが政治過程に影響を与えるためには、運動に対してある程度まとまった支持が与えられる必要がある。そのため、政治学においては、制度に基づく政治参加や組織だった利益集団の活動に注目が集まり、政府の決定や政策を通じて、社会運動が自身の目的を達成したか否かという点が論点と

³ ハンチントン (Samuel P. Huntington) とネルソン (Joan M. Nelson) は、政治参加 に関する詳細な概念規定を提示しており、政治参加とは、①実際の活動であること、②一般市民の活動であること、③合法的か違法的かに基づかない政府に影響を与える方法、④実際に政府に影響を与えたかどうかは問わない、⑤自発的な参加だけで はなく動員された参加を含む (Huntington and Nelson 1976)。

⁴ 特に、社会運動における ICT の活用は、現代における対抗型の政治参加の特徴のひとつであり、電子メールや SNS を用いた政府、政党、政治家への働きかけだけでなく、サイバースペース上における政治的主張を政治参加とする見方も存在する (Coffè and Chapman 2014)。

⁵ ここにおいて、政治参加は「政府に影響を及ぼすべく意図された行動」である一方で、社会運動は「公的な状況の一部ないし全体を変革しようとする非制度的な組織活動」として定義される(片桐 1995: 73)。

なってきた。

もちろん、社会運動における非制度的な側面に対しても注目が行われてきた。政策としての成果を獲得したとしても、運動が主張する文化的な価値観が受け入れられるとは限らない(Rochon 1998)。さらに、政治制度との関係にウェイトを置くことにより、運動の自発性や参加者間の水平的な関係性が影響を受ける可能性もある。OWS運動の場合は、必ずしも具体的な要求を目的とするものではなく、新たな政治参加の場を生み出しながら、現在の政権に対して不信の表明を行う。OWS運動の分析においては、非制度的な社会運動としての側面に注目するとともに、制度に基づく政治参加としての側面にも注目する必要があるだろう。

社会運動を通じた不信の表明に関して、議会内外の関係に注目するアプローチのひとつにカウンター・デモクラシー論がある。カウンター・デモクラシーとは、代議制デモクラシーを補完するもう一方の民主主義の形態であり、議会外の異議申し立ては人々の不信を表明するための手段である。様々な形態(監視、拒否、審判)を通じて政治過程に影響を与え、合法的な民主主義制度を拡張しようとする(Rosanvallon 2006=2017)。

OWS 運動は、現在の政権に対する不信を表明することから、カウンター・デモクラシー論における拒否的主権の特徴を備えている。拒否的主権は、様々な社会集団や政治の勢力に由来し、多数派を抑制し、少数派の利益を代表・擁護する役割をもつ。例えば、選挙において候補者に向けられるネガティブ・メッセージは、世論の集約装置という実効的な政治機能を担う。OWS 運動にみられる反動的な連帯の特徴は、運動の目的が明確であることから、組織化が容易である点にあるとともに、議会内における政治的争点から漏れる社会的争点を表明する点にある。本稿は、カウンター・デモクラシーとしての OWS 運動に注目することにより、運動における組織構築の特徴を踏まえながら、議会内外における運動をめぐる動きに注目する。

2.2 OWS 運動のレパートリーと組織形態

議会内外の関係への注目は、社会運動における政治的帰結の分析として行われてきた(Amenta and Caren 2004)。政治に対する社会運動の影響としては、主に、政治体制の変化や選挙政治への影響、政策の変更などが挙げられるが(久保・末近・高橋 2016)、運動の支持者に対して一貫した利益をもたらすだけではなく、集団的なアイデンティティを強化する場合もある(Polletta and Jasper 2001)。特に、運動を通じた主張の形成は、政治的帰結に影響を与える要素のひとつである。

代議制デモクラシーのもとにおける政府への「抵抗」は、占拠などの非慣習的な方法を使用しながら、メディアを媒介にして市民にメッセージを伝達することにより、間接的に公共圏へと影響を与えようとする(della Porta and Diani 1999: 168-70)。国家が提供する政治的機会は、社会運動や企業を含むすべての組織にとって同じではなく、資金、労働力、時間、知識、権力者との関係といった、様々な資源を所有しているか否かを基準として、国家は誰に機会を提供するかを選別している。直接行動は、国家の提供する政治的機会にアクセスできない人々が自らの考えを発信する方法であり、公共性の複数化に寄与する可能性をもつ。

また、抵抗は、新しいレパートリーを創出する側面がある。例えば、近年の社会運動に関して、音楽やユーモアを用いるなどの祝祭的な性格が濃厚であることが指摘されている(Doherty 2002)。ルフト(Dieter Rusht)は、社会運動の行動の性格を「道具的」と「表現的」の二つに区分している(Rucht 1990: 162-63)。道具的な行動は、政治的な意思決定の帰結や権力の配分への影響力の行使を目的とし、表現的な行動は、アイデンティティ志向の戦略である。後者は、支配的な文化コードとは異なる新たな文化コードを生み出すことを目指すことから、制度化を拒否して抵抗というレパートリーを選択することも多い。抵抗とは、単に政府の決定に介入するだけではなく、その決定に集約的に示されている支配的な文化コードに抗うことも意味している。

さらに、現代の社会運動では組織形態も重要な論点となる。OWS 運動には、

占拠活動を通じて独自のライフスタイルを創り出すことにより、既存の組織形態に代わる新たなネットワークを構築する側面がある。運動への参加者は、国家や社会への異議申し立てを行うなかで、既存の社会的対立や文化的対立の解消を目指す。OWS運動をはじめとする現代の社会運動には、日常生活との連続性を強調する特徴が指摘されている(富永 2017)。

しかし、新たな参加者間のネットワークに関しては、「構造なき専制(The Tyranny of Structurelessness)」という意思決定に関する問題も指摘されている(安藤 2019)。フリーマン(Jo Freeman)は、参加者において対等な関係が存在するにも関わらず、意思決定において支配的な権力関係が発生することを指摘する 6 。例えば、運動内部特有の言葉遣いや知識、論じ方、暗黙のルールに関して、規則を知る少数者が決定に大きな影響を及ぼす可能性がある。

また、合意形成型の意思決定においては、責任の所在が不明確になる場合がある。リーダーの存在が公式に認められていれば、グループ内における「権力」の構造が公的な場で明るみに出され、グループの意思決定に対する説明責任が生じる。しかし、公式のリーダーをおかないという建前がある場合、たとえ実質的なリーダーが存在していたとしてもその責任を問うことは困難である。ポレッタ(Francesca Polleta)は、合意形成型の意志決定を求める理由として、「プロセスへの没頭」を挙げている(Polletta 2004: 214)。運動参加者は、既存の代表制と官僚制に対する批判にウェイトを置くことから、戦術の選択に際して、効果的か否かという点ではなく、象徴的な意味を重視する側面がある。

「構造なき専制」問題に対して、近年の社会運動では様々な取り組みが行われている。OWS運動においては、運動内部において直接民主主義を実現するための実践方法の定式化に注目が集まった。例えば、リーチ(Darcy K. Leach)は、OWS運動には「新しい社会運動」の側面と「古い社会運動」の側面が存在すると言い、新しさはアナーキズム的戦略にあり、古さは意思決定のプロセスにあると指摘する(Leach 2013: 182)。OWSの定式化をはっきりと示すものは、

⁶ Jo Freeman (1970) "The Tyranny of Structurelessness," https://www.jofreeman.com/joreen/tyranny.htm(2022年9月17日閲覧)。

「オキュパイ・プロセス」の存在であり、新規参加者は、ファシリテーション としての役割、手信号、「スタック」のやり方を学ばなくてはならない。

しかし、定式化には課題も存在する。OWS 運動のように水平的な組織ネットワークの構築を目的とする場合、定式化は公開性や透明性の確保によって意思決定を平等にする側面がある(Polletta 2004: 218)。ただし、定式化を過度に推し進めると、制定過程において参加者間の序列化や支配を引き起こす危険があり、官僚制的組織に近づく恐れもある。さらに、合意形成の重視は、集団内の決定作成を困難にする場合もあり、OWS 運動の場合は、参加者ひとりひとりの意見を尊重する「ブロック」原則に伴う問題が存在する。

OWS 運動のレパートリーや組織形態は、運動への注目が集まる中で、新たな特徴や課題が多く指摘されてきた。しかし、祝祭的で水平的な特徴をもつOWS 運動が、主流の政治との関係においていかなる変化を伴うものであったのかは必ずしも明確になっていない。本稿は、OWS 運動の発生から拡散までの過程を議会内外の関係からを分析することにより、運動への国際的な注目が集まる中で、政治的アクターがいかなる動きをとったのかを明らかにする。

3 OWS 運動の政治的帰結

3.1 運動の発生と展開

OWS 運動が生まれたきっかけは、カナダのアドバスターズ・メディア財団 (Adbusters Media Foundation) のラースン (Kalle Lasen) とホワイト (Micah White) による自社のサイト上の提案であった。ラースンは2011年初頭に発生したアラブの春からヒントを得て、「米国には独自のタハリール広場が必要である」とのメッセージを発信し、2011年 6 月 9 日には OccyppyWallStreet.org の Web アドレスの登録を行う 7 。また、OWS 運動は、5 月15日から始まった

⁷ Mattathias Schwartz (2011) "Pre-Occupied: The Origins and future of Occupy Wall Strees," https://www.newyorker.com/magazine/2011/11/28/pre-occupied (2022年9月11日閲覧)。

スペインの15M 運動からも影響を受けており、マドリッドの広場を占拠した 活動家から具体的な方法を直接学んでいる。

ラースンとホワイトは、7月13日にウェブ上において記事を発表し、「革命的な戦術への転換」を呼びかけ、「テントやキッチン、平和的なバリケードを設置し、9月17日にウォール街を占拠する」ように呼びかけた⁸。この投稿は、公式の指導者や目的を明示せず、抗議者たち自身で決定する「一つの単純な要求を、複数の声で絶え間なく繰り返す」ことを示していた⁹。具体的な要求としては、例えば、オバマ政権に対して、企業の影響力の見直しを行う委員会の設置を求めるものであり、「今こそ、企業支配(Corporatocracy)ではなく民主主義を求める時である」との主張を行った¹⁰。

OWS 運動は、「We are the 99%」というスローガンを用いることにより、 米国の上位 1%に所得や富が集中していることを主張する。1970年代後半以降、 米国では所得格差の拡大が進んでいたこともあり、運動参加者間においては、 企業や金融のエリートによる不当な管理や不正行為に対して、若者や中流階級 が高い代償を払っているのではないのかという感覚が存在していた¹¹。OWS 運 動は、経済格差への異議申し立てを明確にしながら¹²、世代間における対立の

⁸ Bill Chappel (2011) "Occupy Wall Street: From A Blog Post To A Movement," npr, https://www.npr.org/2011/10/20/141530025/occupy-wall-street-from-a-blog-post-to-a-movement (2022年9月15日閲覧)。

⁹ Ibid.

¹⁰ *Ibid*.

¹¹ Peter Apps (2011) "Wall Street action part of global 'Arab Spring'?," REUTERS, https://www.reuters.com/article/uk-global-politics-protest-idUSLNE79A03Z20111011 (2022年9月14日閲覧)。

¹² David R. Francis (2012) "Thanks to Occupy, rich-poor gap is front and center. See Mitt Romney's tax return," *The Christian Science Monitor*, https://www.csmonitor.com/Commentary/Opinion/2012/0124/Thanks-to-Occupy-rich-poor-gap-is-front-and-center.-See-Mitt-Romney-s-tax-return(2022年9月14日閲覧);Julie Phelan(2011) "Six in 10 Support Policies Addressing Income Inequality," abc News, https://abcnews.go.com/blogs/politics/2011/11/six-in-10-support-policies-addressing-income-inequality(2022年9月14日閲覧);Alex Seitz-Wald(2011)"Occupy Wall

乗り越えを目的としており (Shirsky 2009), 雇用や金融制度の改善, 学生ローン債務の免除や救済措置, 差押状況の緩和などを求めた。

また、OWS 運動が行われた背景には、ティーパーティー運動の存在もあった。ティーパーティー運動は、小さな政府を求める保守主義を特徴とし、企業経営者や富裕層から財政支援を受けながら活動を行ってきた。2010年の中間選挙では共和党を支援し、共和党は連邦議会下院を掌握し、中西部諸州では、民主党から州知事や州議会を奪還することとなる。2011年初め、ウィスコンシン州やオハイオ州などで新たに就任したティーパーティー派の知事たちは、公共部門に関する労働組合の団体交渉権を剥奪し、大幅な規制を行う州法を提案した。その結果、ウィスコンシン州のマディソンでは、2月14日から労働組合員や学生、市民たちによる州議会議事堂の占拠が行われた。OWS 運動における占拠活動は、ティーパーティー派に反発する全米各地の人々に対して、新たな運動の可能性を感じさせることとなった。

OWS 運動に関するオンライン上の反応を受けて、ホワイトは具体的な行動に移る。ニューヨークのローカル・レベルでは、2011年の5月当時、公共サービス予算の大幅削減に反対する運動が拡がっており、労働組合や社会運動団体は、共闘のために「五月一二日連合(May 12 Coalition)」を結成し、大規模な抗議デモを行っていた。6月下旬には、「予算カットに反対するニューヨーカーたち(New Yorkers Against Budget Cuts: NYABC)」が中心になり、予算削減に関する法案に反対し、市庁舎周辺では一週間の泊まり込みが行われた。ホワイトからの連絡を受けて、NYABC は8月2日に、集会の一部を9月17日の占拠のための計画に充てるとした¹³。この会合をきっかけとして、OWS 運動は、

Street's Success: Even Republicans Are Talking About Income Inequality," THINK PROGRESS, https://archive.thinkprogress.org/occupy-wall-streets-success-even-republicans-are-talking-about-income-inequality-ecdb83637786/(2022年9月14日 閲覧)。

^{13 &}quot;August 2nd General Assembly on Wall Street," July 26, 2011, OccypyWallStreet, http://occupywallst.org/forum/august_2nd_wall_street_assembly/(2022年9月11日閲覧)。

指導者を作らずに議論を行う合意形成型の組織形態に取り組むようになる。

OWS 運動は、全体集会(General Assembly)やグループ代表会議(Spokes Council)といった合意形成型のレパートリーを採用しており、それらの源流には、60年代の新左翼運動においてみられた男性中心主義を批判する初期フェミニズム運動、反原発運動、平和運動や社会運動に関わってきたクエーカー教徒たちの運動などがある(青野・高須 2012b)。OWS 運動に影響を与えたものとして、近年における社会運動の経験としては、1994年のメキシコのチャパス州におけるサパティスタの反乱や、99年のシアトルの反 WTO 運動以降の反グローバリゼーション運動、IMF による構造改革下のアルゼンチンなどの運動がある。

シトリン(Marina Sitrin)によれば、OWS 運動の特徴とは、ヒエラルキーや権威への批判を行うとともに、新たな関係を構築する「水平主義 (Horizontalism)」の実践という点にある(Sitrin 2011: 8)。具体例としては、2001年のアルゼンチンにおける経済危機における取り組みがあり、倒産した銀行のビルを占拠し、コミュニティ・センターをつくり、参加者一人ひとりの合意形成にもとづいた生活を取り戻すための場を作りだした。コミュニティには、イデオロギー的な決定も、知的で学問的で政治的な決定も存在しない。シトリンは、アルゼンチンの経験をもとに、OWS 運動のなかで「水平主義」を実現するため、占拠活動が始まる前の準備段階から運動に深く関わるようになった。

また、「水平主義」の運動をめざした代表的な人物としては、人類学者でアナーキストのグレーバー(David Greaber)がいる。彼は、15M 運動の経験を活かすために、すべての参加者の合意による集会をニューヨーク市において実現させようとしていた。OWS 運動における占拠活動に対して、グレーバーは、大小様々な集会が合意のもとに運営されており、投票ではなく全体の賛同に基づく決定が実現していると述べた(Gelder 2011=2012: 43)。

OWS 運動は、現在の政権に対する批判を行う手段として、長期的な行動を採用しており、9月17日におけるマンハッタンのズコッティ公園のキャンプや、9月24日のユニオン・スクエアへの行進、数週間におよぶ長期的な占拠が行わ

れた¹⁴。抗議者は最初,ウォール街近くのチャージング・ブル彫刻を占拠場所として予定していたが、OWS 運動に関する発表を受けて、ニューヨーク市警はバリケードでこの場所を閉鎖する。そこで次に、ズコッティ公園(Zuccotti Park)が占拠場所として選択される(青野・高須 2012a)。

占拠運動の参加者に対する警察の映像が YouTube で流れると、OWS 運動に注目が集まるようになり¹⁵、10月1日にブルックリン橋でデモ隊約700名が逮捕されると、全米のみならず全世界に OWS 運動が知れ渡ることとなる。OWS 運動に対するメディアの反応は様々であり、一部のメディアは OWS 運動を反資本主義者と呼んだ¹⁶。クリストフ(Nicholas Kristof)は、OWS 運動に対して、資本主義システムを破壊しようとする大衆運動や暴動であるとの見方を批判し、資本主義における説明責任などの必要性を訴えるデモ参加者の擁護をおこなった¹⁷。OWS 運動における主張は、資本主義自体への批判ではなく、米国における経済格差の存在を明らかにする点に特徴があった。

11月15日の深夜1時,ニューヨーク市警は抗議者たちに対して,不衛生と危険を理由として,ズコッティ広場からの退去通達文を送付した。立ち退きに反対した抗議者に対して,警察はジャーナリストを含む約200名を拘束した。12月31日には,公園内のバリケードを破壊し,抗議者が公園を再び占拠するものの,占拠行為は数時間のうちに終了する。また,2012年の3月17日には,再び占拠活動が行われるものの,警察の対応によって直ぐに解散することとなる。

¹⁴ *Ibid*.

¹⁵ 例えば、歩道で抗議行動をしていた女性に対して、警官がペッパースプレーを吹きかける映像が流れた、https://www.youtube.com/watch?v=moD2JnGTToA (2022年9月11日閲覧)。

¹⁶ Jason Linkins (2011) "Occupy Wall Street: Not Here To Destroy Capitalism, But To Remind Us Who Saved it," Huffington Post, https://web.archive.org/web/20111031151458/http://www.huffingtonpost.com/2011/10/27/occupy-wall-street-isnt-h_n_1035988.html(2022年9月14日閲覧)。

¹⁷ Nicholas Kristof (2011) "Crony Capitalism Comes Home," *The New York Times*, https://www.nytimes.com/2011/10/27/opinion/kristof-crony-capitalism-comeshomes.html (2022年9月14日閲覧)。

OWS 運動の参加者に注目してみると、白人かつ米国生まれの人々が多く、 裕福な両親をもち、高等教育を受けている特徴があった。OWS 運動の参加者 の多くは30歳以下の者であったが、ベテランの活動家や年配の指導者も運動に 参加しており、直接行動の戦術や非暴力的な市民的不服従に関するアドバイス を提供していた。OWS 運動においては、既存の運動に参加した活動家の声が 若者に聞き入れられる構造が存在していた(Milkman et al. 2013)。

しかし、OWS 運動の参加者の多くが裕福な白人であったことは、ジェンダーや人種、セクシャリティの問題に関する不平等性を明らかにするものでもあった。OWS 運動は、総会などの議論の場を設けることによって、運動における水平性を訴えるものであったが、有色人種や女性、性的マイノリティにとっては自身が議論から疎外されているとの声もあった(Milkman 2017: 18)。OWS 運動の参加者の構成は、多様性を反映したものではなく、高学歴の若い急進派が優勢であり(Schneider 2013)、運動の参加者は、教育を受けた市民として、比較的容易にアクセスできる伝統的な政治的チャンネルを軽蔑し、直接行動と市民の不服従を支持していた。

さらに、OWS 運動が始まった当初、運動に対しては好意的な態度を示す人々が一部みられながらも、明確な態度を示さない人々も一定程度存在していた。例えば、10月9日から10日にかけて行われた TIME の調査によると、運動に対して好意的な印象をもつ割合は54%であり 18 , 10月12日に発表された NBC/Wall Street Journal の調査によると、回答者の37% が運動を支持する傾向があった 19 。ただし、10月18日のギャラップの世論調査によれば、OWS 運動への支持は限定的であり、半数以上は具体的な意見を示すことに消極的であった 20 。特に、10月20日から23日に行われたピューリサーチセンターの世論調査

^{18 &}quot;Topline Results of Oct. 9-10, 2011, TIME Poll," https://swampland.time.com/full-results-of-oct-9-10-2011-time-poll/(2022年9月14日閲覧)。

¹⁹ Brian Montopoli (2011) "Occupy Wall Street: More popular than you think," CBS News, https://www.cbsnews.com/news/occupy-wall-street-more-popular-than-you-think/ (2022年9月14日閲覧)。

²⁰ Jeffrey M. Jones (2011) "Most Americans Uncertain About 'Occupy Wall Street'

においては、OWS 運動に対して党派性に基づく分断が生じていることが指摘されており 21 , また、11月以降になると、OWS 運動によって提起された問題に対しては支持を示すものの、用いられる戦術に関しては否定的な態度がみられた 22 。OWS 運動の発生は、一般の人々に対して、米国における経済格差の問題に注目するきっかけをつくった。しかし、OWS 運動に対する認識は政党間において異なっており、占拠活動における有効性に関しては疑問を示す人々も一定程度存在していた。

3.2 政治的アクターの反応

OWS 運動が活発化すると、運動に対する国際的な注目が集まるとともに²³、支持を表明する政治家も現れるようになった。OWS 運動が始まった当初、ニューヨーク市長のブロームバーグ(Michael Bloomberg)は、人々の抗議する権利を認め、運動に対して積極的な姿勢を示した。ロウアー・マンハッタン地域は、金融機関との結びつきが強い地域であり、1800年以来多くの占拠や抗議活動に見舞われてきた。OWS 運動に対しては、ニューヨークにおける既存の占拠運動のひとつとしての見方も存在していた。

また、民主党の議会進歩連盟(Congressional Progressive Caucus)では、共同議長であったエリソン(Keith Ellison)下院議員やグリハルバ(Raul Grijalva)下

Goals," GALLUP, https://news.gallup.com/poll/150164/americans-uncertain-occupy-wall-street-goals.aspx(2022年9月14日閲覧)。

^{21 &}quot;Public Divided Over Occupy Wall Street Movement: Tea Party Draws More Opposition than Support," October 24, 2011, Pew Research Center, https://www.pewresearch.org/politics/2011/10/24/public-divided-over-occupy-wall-street-movement/?src=prc-headline(2022年9月14日閲覧)。

^{22 &}quot;Frustration with Congress Could Hurt Republican Incumbents: GOP Base Critical of Party's Washington Leadership," December 15, 2011, https://www.pewresearch.org/politics/2011/12/15/frustration-with-congress-could-hurt-republican-incumbents/(2022年9月29日閲覧)。

²³ OWS 運動に関連する抗議運動は、世界各地で行われることとなり、約950の都市と82カ国において、750から2500の占拠を行う拠点が存在していた(DeLuca et al. 2012)。

院議員が公式な支持声明を発表し、企業の説明責任と中産階級の機会拡大を求めている²⁴。下院民主党議員連盟(House Democratic Caucus)のラーソン(John Larson)議長や、ファインゴールド(Russ Feingold)上院議員も OWS 運動を支持し、様々な組合による運動への支持拡大を受けて²⁵、OWS 運動に対する政府の応答を求める主張を行った²⁶。

しかし、OWS 運動における物理的脅威の観点に対しては批判も行われた。例えば、共和党のカンター(Eric Cantor)下院院内総務は、ウォール街や全国の都市を占拠する「暴徒の増加(growing mob)」に対して懸念を表明しており 27 、クオモ(Andrew Cuomo)知事も OWS 運動が法の支配に対する脅威を表していると述べた 28 。また、米国国土安全保障省(Department of Homeland Security: DHS)は、2011年10月に発表した内部レポート「SPECIAL COVERAGE: Occupy Wall Street」において、公共の抗議運動に関連する大規模な集会が、輸送、商業、および政府サービスに破壊的な影響を与える可能性を指摘している 29 。

^{24 &}quot;CPC Co-Chairs Applaud Occupy Wall Street Movement," October 4, 2011, Congressional Progressive Caucus, https://progressives.house.gov/2011/10/cpc-co-chairs-applaud-occupy-wall-street-movement1(2022年9月14日閲覧)。

²⁵ 例えば、the AFL-CIO, United Federation of Teachers, Communications Workers of America, United Auto Workers, National Nurses United などがある。

²⁶ James Downie (2011) "Why Occupy Wall Street and Democrats aren't natural allies," *The Washington Post*, https://www.washingtonpost.com/blogs/post-partisan/post/why-occupy-wall-street-and-democrats-arent-natural-allies/2011/10/05/gIQAYuvyNL_blog.html?utm_term=.98b0cc99ab5f(2022年9月15日閲覧)。

²⁷ Jonathan Capehart (2011) "Eric Cantor's breathtaking hypocrisy on Occupy Wall Street," *The Washington Post*, https://www.washingtonpost.com/blogs/post-partisan/post/eric-cantors-breathtaking-hypocrisy-on-occupy-wall-street/2011/03/04/gIQAJcZjTL_blog.html (2022年9月29日閲覧)。

²⁸ Dan Rivoli (2011) "Occupy Wall Street: Cuomo Respects Albany Protesters, Rule of Law," *International Business Times*, https://www.ibtimes.com/occupy-wall-street-cuomo-respects-albany-protesters-rule-law-360628 (2022年9月29日閲覧)。

²⁹ Michael Hastings (2012) "Exclusive: Homeland Security Kept Tabs on Occupy

DHS は、OWS 運動における平和的な性質を認めながらも、大規模なデモにおける暴力の可能性を考慮し、抗議者に対する監視を行うようになる。2012年 12月21日に公開された FBI の文書では、FBI の地方支局や DHS、その他の連邦機関が、占拠運動を当初から潜在的な犯罪およびテロリストの脅威として扱っていたことが明らかになっている 30 。公開された文書のなかでは、全国のOWS 運動の関連グループに対する広範な監視についての報告が行われている 31 。

さらに、OWS 運動に関する反応は、運動が引き起こす物理的な危険に関してだけではなく、経済格差に対する政府の対応をめぐる政党間の対立の中にも表れていた。共和党のロムニー(Mitt Romney)は、2011年10月4日にフロリダ州ザ・ヴィレッジズにおける演説において、OWS 運動が危険な階級闘争を表しているとの警告を行うとともに、オバマ政権における社会保障政策の失敗を強調した³²。また、カンターも、OWS 運動への言及の中で、オバマ政権が運動を刺激していると述べ、オバマ大統領がデモ参加者の意見に同調したことにより、国内における対立を助長させているとの批判を行った³³。

オバマ政権は、第一に、OWS 運動の参加者が抱える不満への共感を示す。 オバマ大統領は10月6日の記者会見において、OWS 運動が体現するものは、

Wall Street," Rolling Stone, https://www.rollingstone.com/politics/politics-news/exclusive-homeland-security-kept-tabs-on-occupy-wall-street-176743/(2022年9月14日閲覧)。

^{30 &}quot;FBI Documents Reveal Secret Nationwide Occupy Monitoring," December 21, 2012, The PCJF, https://www.justiceonline.org/fbi_files_ows(2022年9月14日閲覧)。

³¹ Colin Moynian (2014) "Official Cast Wide Net in Monitoring Occupy Protest," *The New York Times*, https://www.nytimes.com/2014/05/23/us/officials-cast-wide-net-in-monitoring-occupy-protests.html(2022年9月14日閲覧)。

³² Sarah B. Boxer (2011) "Romney describes anti-Wall Street protests as "class warfare"," CBS News, https://www.cbsnews.com/news/romney-describes-anti-wall-street-protests-as-class-warfare/ (2022年9月29日閲覧)。

³³ Chris Isidore (2011) "Obama, Cantor spar over Occupy Wall Street," CNN Money, https://money.cnn.com/2011/10/07/news/economy/occupy_wall_street/ (2022年9月14日閲覧)。

米国の金融システムに対する一般の人々のフラストレーションであると述べた³⁴。OWS運動は、大恐慌以来の金融危機を引き起こした一部の人々が、自らの行動に対して無責任であり続けることに対する不満を表している。また、下院民主党院内総務のペロシ(Nancy Pelosi)は、ウォール街をはじめとする様々な体制において変化が必要であると述べ、OWS運動のメッセージに対する支持を表明した³⁵。ペロシによれば、OWS運動の参加者の怒りは失業率の高さにあり、金融危機対応の失敗によって、ウォール街に対する一般の人々の敵意が高まっていると述べた。

11月22日には、ニューハンプシャー州マンチェスターで行われたオバマ大統領の演説集会において、OWS 運動の関連グループが割り込み抗議行動を行った³⁶。OWS 運動が平和的なデモであるとの訴えが抗議者から行われると、オバマ大統領は抗議者に対する歩み寄りをみせ、運動参加者が抱える不満に耳をかたむけ、自身が抗議者のために大統領に立候補したことを述べた³⁷。

しかし、OWS 運動の不満は、既存の政府に向けられたものでもあった。10月18日のインタビューにおいて、オバマ大統領は、OWS 運動とティーパーティー運動には共通点があり、どちらの運動も自分達が政府から切り離されている不満を抱えていると述べた³⁸。バイデン(Joe Biden)も、10月6日のワシン

³⁴ Michael A. Memoli (2011) "Obama: Occupy Wall Street protests show Americans' frustration," *Los Angeles Times*, https://www.latimes.com/nation/la-xpm-2011-oct-06-la-pn-obama-occupy-wall-street-20111006-story.html(2022年9月14日閲覧)。 https://www.nbcnews.com/id/wbna44804776

³⁵ Jessica Desvarieux (2011) "Pelosi Supports Occupy Wall Street Movement," abc News, https://abcnews.go.com/Politics/pelosi-supports-occupy-wall-street-movement/story?id=14696893 (2022年9月14日閲覧)。

³⁶ Brian Montopoli (2011) "Mic check': Occupy protesters interrupt Obama," CBS News, https://www.cbsnews.com/news/mic-check-occupy-protesters-interrupt-obama/ (2022年9月14日閲覧)。

^{37 &}quot;Obama Speech Interrupted By Occupy Protesters In New Hampshire," November 22, 2011, Huffington Post, https://www.huffpost.com/entry/obama-new-hampshire-speech-occupy-protesters_n_1108081(2022年9月14日閲覧)。

³⁸ Devin Dwyer (2011) "Obama: Occupy Wall Street 'Not That Different' From Tea

トン・アイディア・フォーラムにおける演説において、OWS 運動の抗議者に 共感を示し、共和党に支持を示すティーパーティー運動も金融システムに対す る同様の怒りを示していると述べた³⁹。クリントン政権下の元労働長官ライ シュ(Robert Reich)は、OWS 運動が政党に与える影響について警告し、特に、 「OWS 運動が本当の運動のようにまとまれば、民主党は、共和党のティーパー ティー運動への対応よりも、OWS 運動への対応に苦心するかもしれない」と 述べた⁴⁰。

オバマ政権は OWS 運動を受けて、金融危機に対する具体的な政策についても言及する。民主党は、OWS 運動自体への対応というよりも、運動によって提起された経済格差の問題に関して、自身の政権における政策の有効性を示しながら応答を試みている。オバマ大統領は、金融崩壊を防止し、銀行の支払い能力を維持するための取り組みとして、多額の政治的資金の投入を強調し、2010年に立案した金融改革法案にも触れた。オバマ大統領によれば、OWS 運動の参加者が抱える不満の原因は、自身の様々な改革を台無しにする共和党の存在であり、また、ペロシは、雇用創出を目指すオバマ大統領の米国雇用法案に対して、共和党における反対の姿勢が経済政策を阻害していると批判している。

ただし、民主党の共和党に対する批判な態度は、OWS 運動に対する民主党の立場として、運動に対する支持の表明を躊躇させる側面が存在していたことも表している。例えば、OWS 運動が発生した要因として、オバマ政権におけ

Party Protests," abc News, https://abcnews.go.com/blogs/politics/2011/10/obama-occupy-wall-street-not-that-different-from-tea-party-protests(2022年 9 月29日閲覧)。

³⁹ Corbett Daly (2011) "Biden: The 'middle class has been screwed'," CBS News, https://www.cbsnews.com/news/biden-the-middle-class-has-been-screwed/ (2022 年9月14日閲覧)。

⁴⁰ Eric Lichtblau (2011) "Democrats Try Wary Embrace of the Protest," *The New York Times*, https://www.nytimes.com/2011/10/11/us/politics/wall-street-protests-gain-support-from-leading-democrats.html(2022年9月15日)閲覧。

るウォール街への規制が不十分であった点が指摘されている⁴¹。オバマ大統領は、金融危機の最大の問題点が経営者の違法性にあるのではなく、過剰な金融取引に問題があると述べ、適正な金融取引を実現するためにドッド・フランク法に取り組んだと応えている。OWS運動の参加者が抱く不満の一部は、ウォール街の経営者に対する責任追求が不十分であることによるものであったが、オバマ政権における取り組みは、金融取引のための制度構築を優先するものであった。

3.3 OWS 運動における不信

オバマ政権は当初、アフリカ系アメリカ人や若年層の有権者を動員した大統領選挙の成功を受けて、党派を超えた中道政治の実現に期待が寄せられていた (Milkis et al. 2012)。しかし、2007年から2008年にかけての金融危機は、米国民の間に不満を抱かせ、オバマ政権への期待に暗い影を落とすことになる (Johnson et al. 2011)。特に、金融危機へのオバマ政権における対応としての、ウォール街の金融機関への多額の公的資金の投入に関しては、左右の陣営から様々な批判を受けた。一方において、保守派からは、2009年の景気刺激策に基づく連邦赤字と社会福祉給付の拡大に対する批判(Watson et al. 2012)や、政府の限定的な住宅ローン救済プログラムの有効性に関して非難が行われた (Dorrien 2012)。もう一方において、進歩的かつリベラルな専門家からは、住宅市場の暴落によって差押えに直面している人々のために、積極的な対策をとらなかった点が非難された (Dolezalek 2012; Dowdle et al. 2011)。

オバマ政権に対する両陣営からの反発は、景気回復の遅れも影響し、国民の反対を招きやすい状況を作り出すこととなる (Skocpol 2012)。OWS 運動とティーパーティー運動は、経済不況をきっかけに多くの市民が感じた怒りや不

⁴¹ Jake Tapper(2011)"Wall Street Corruption, Solynclra, and Fast & Furious: Today's Q's for O," abc News, https://abcnews.go.com/blogs/politics/2011/10/wall-street-corruption-solyndra-and-fast-furious-todays-qs-for-o-1062011/(2022年9月29日閲覧)。

満のはけ口となった代表的な運動である(Amedee 2013)。ふたつの運動は、エリートに対する異議申し立てのために、様々なレトリックを用いて動員を行った。権力を持つ者と持たざる者の対立を軸とした物語を広めながら、多数派を犠牲にした特別な利益集団によって、米国の民主主義制度が著しく損なわれているとの主張が行われた。すなわち、どちらの運動も支持者を動員するために、特定の敵対勢力から民主的権利を取り戻すための物語を作り上げていった⁴²。

しかし、OWS 運動とティーパーティー運動は、「誰を敵とするか」という点において大きく異なっている。例えば、ジュディス(John B Judis)によれば、現代の左派と右派のポピュリズムの形態の重要な違いは、各運動において抑圧者と被抑圧者が誰を指すのかという点において示されいる(Judis 2016)。左派ポピュリズムの多くは、上位層に対して、中間層や下位層の人々が対立関係にある垂直的な構造が見られる。右派ポピュリズムの場合は、運動側が敵対視する第三勢力を支持するエリートとの対立関係が存在する。すなわち、左派ポピュリズムの物語は二項対立的であるのに対し、右派ポピュリズムの物語は、エリートのみならず、敵対勢力を位置づける三項対立的な構造をもつ。OWS運動は、オンライン上における呼びかけから占拠活動に至るまで、運動への注目の高まりとともに参加者数が拡大しながらも、「1%」に抗する「99%」という共通の目的が運動の推進力となってきた。ティーパーティー運動の場合は、「黒人大統領のアジェンダ」によって、不法移民や貧困層を積極的に優遇する連邦政府に対する非難を行った。

また、どちらの運動も、自らを米国民の代表であると主張するために、政治的な主流からの独立を重視している。しかし、それぞれの組織的背景をみると、外部組織や既存メディアとの近さが異なっている。ティーパーティー運動は、多くの外部支援を獲得しており、地域の運動グループや個々の活動家は、必ずしも運動を支援する主要な保守的組織と関係があるわけではないが、財的面やその他の面で援助を受けている例がいくつか見られた。OWS運動の場合は、

⁴² 運動への支持者を動員するためのレトリックの一つとして,「I want my country back」や「We are the 99 percent」というスローガンが挙げられる。

組織構成や独立性という点において草の根運動への依存度が高く、明確なリーダーシップも存在せず、伝統的なメディアや政治組織からの支援もほとんど受けていないという特徴がある。さらに、運動の初期段階において、占拠活動への参加者は伝統的なメディアによる支持を欠いており、大手の保守系組織や党派的なメディアによる後押しを受けたティーパーティー運動とは異なっていた。

両者の運動の違いは、運動を行う上でのレトリックや外部組織との関係という点のみならず、既存の権力構造との関係においても示されている。米国におけるポピュリズム運動において、運動が用いるレトリックや政策目標が一般の支持を獲得した場合、共和党や民主党に組み込まれる傾向がみられた(Judis 2016)。例えば、議会外の運動が議会内に与える影響に関して、渡辺(2016)によれば、特定の社会問題の解決を目指すコミュニティ活動やデモが、選挙年と重なった際には、運動を代弁する候補者のキャンペーンに合流する現象が顕在化する⁴³。しかし、ティーパーティー運動と OWS 運動の比較によって明らかになることは、選挙政治への影響は、活動家の要求と政権の政策が一致している範囲でしか機能しないということである。

ティーパーティー運動は、保守的な組織との関係とは別に、独自の政治的アジェンダを立て、予備選挙において現職を落選させる政党内改革を主眼としていた。2010年4月に発表した「アメリカからの契約(Contract From America)」では、運動参加者が当選者に求める立法課題を提示しており、予算の均衡や政府主導の医療政策の廃止、税制改革などの目標が示されていた44。運動側が提

⁴³ 特に,2000年代以降の選挙キャンペーン様式の変化(個別訪問の見直し,SNSの活用)は,議会外の活動が選挙政治に与える影響を後押し,オンライン上における支持者ネットワークの形成や,選挙期間において支持を表明した活動家は,支持者集団として取り込まれ,様々なアジェンダを実現するロビイングの機能を果たしている。

⁴⁴ Bernie Becker (2010) "A Revised Contract for America, Minus 'With' and Newt," Star News ONLINE, https://www.starnewsonline.com/story/news/2010/04/15/a-revised-contract-for-america-minus-with-and-newt/30826403007/ (2022年9月29日 閲覧)。

示したアジェンダの内容は、1994年に共和党が制定した「アメリカとの契約 (Contract with America) と明確に呼応している 45 。結果として、ティーパーティー運動は共和党との連携により、短期的な選挙獲得に大きく成功し 46 、連邦議会における保守化が進行する要因のひとつとなる。

OWS 運動の場合は、確固たる政治的アジェンダを作らずに、占拠活動などによって反体制的な抗議行動を行うことが第一の目的であった(Rojecki 2016)。ズコッティ広場の占拠活動の後、OWS 運動の参加者は選挙政治への関与ではなく、学生が抱える負債の削減、住宅からの立ち退きへの抗議、ハリケーンの被災地に対する支援といった目標に取り組んでいった⁴⁷。社会勢力としてのOWS 運動は、既存の政党政治に対する不信に基づく選挙参加からの離反であったことから、運動側の主張は、体制側にとって称賛や批判の受け皿に留まることを意味していた⁴⁸。運動の共同創始者の一人であるホワイトは、占拠の最も決定的な欠点として政治的アジェンダの欠如を挙げており、選出された代表に対して、公共の見世物では新たな行動を起こさせることはできないと主張している。連邦政府に対する OWS 運動の消極的な姿勢は、草の根運動における独立性や無党派性を体現するものであったが、政治的な影響力を持たず、「感情的な抗議(emotional outcry)」にとどまることも意味していた⁴⁹。

⁴⁵ Teddy Davis (2010) "Tea Party Activists Craft 'Contract from America': Democrats Say Document Will Expose Tensions with Establishment Republicans," abc NEWS, https://abcnews.go.com/Politics/tea-party-activists-craft-contract-america/story?id=9740705 (2022年9月29日閲覧)。

⁴⁶ Tom Curry (2010) "What exit polls say about Tea Party movement," nbc NEWS, https://www.nbcnews.com/id/wbna39979427 (2022年9月29日閲覧)。

⁴⁷ Rebecca Nathanson (2014) "Five Ways Occupy Wall Street Is Still Fighting: Three years after the short-lived occupation began, its influence can be felt in a wide range of issues," *Rolling Stone*, https://www.rollingstone.com/politics/politics-news/five-ways-occupy-wall-street-is-still-fighting-57189/ (2022年9月29日閲覧)。

⁴⁸ Seuhg M. Kim (2011) "Top Demos endorse Occupy Wall St.," POLITICO, https://www.politico.com/story/2011/10/top-dems-endorse-occupy-wall-st-065229 (2022年9月29日閲覧)。

⁴⁹ Andy Ostroy (2017) "The "Occupy" Movement Should Follow the Tea Party

4 米国政治における格差

本稿は、カウンター・デモクラシーとしてのOWS運動に対して、米国の政治的アクターがいかなる反応を示したのかを明らかにした。OWS運動は、経済格差を背景としながら、既存の政治に対する不信の表明を行うことを目的とした。特に、ICTを用いた運動の拡散や、水平的な組織構造に基づく占拠活動の取り組みによって、運動を実施する過程そのものを新たな政治参加の場とすることを試みた。OWS運動に対しては米国内だけではなく、国際的な注目も集まり、その後の社会運動における新たなレパートリーを創り出した側面もある。

OWS 運動に対する政府の対応としては、運動に対しては一定の支持を表明しながらも、運動がはらむ物理的危機に対する非難や、経済格差に対する政府の対応をめぐる政党間の対立を伴うものでもあった。共和党の議員からは、OWS 運動の発生に基づく暴徒の拡大に対する危惧が示され、運動に対する監視が実際に行われていことも明らかになっている。また、共和党からは、OWS 運動に対する支持を表明したオバマ大統領や民主党議員に批判が行われるとともに、民主党は、OWS 運動が問題とする経済格差のための政策の実現において、共和党が消極的な姿勢であることを批判した。

しかし、OWS 運動における既存の政治的代表への不信の表明は、民主党が運動に対する明確な態度を示すことを困難にする側面も存在している。オバマ政権は、第一に、OWS 運動が発生する要因となった経済格差への対応として、適正な金融取引のための制度構築に取り組んだものの、ウォール街の経営者に対する金融危機に関する責任追及には消極的であった。そのため、OWS 運動における既存の政府に対する不信に対して、オバマ政権は積極的な支持の表明が困難であった。また、OWS 運動側においても、ティーパーティー運動と比

Playbook," The Huffington Post, https://www.huffpost.com/entry/occupy-wall-street b 1003040 (2022年9月29日閲覧)。

較する場合、政治的なアジェンダの表明に対して消極的であったことは、選挙 政治への影響力の行使のような具体的な成果を挙げることが困難であったこと を示している。

本稿の課題としては、第一に、OWS 運動がもたらした選挙政治の変化についてである。本稿は、共和党に対するティーパーティー運動の影響力との比較から、OWS 運動と民主党の関係に注目してきた。しかし、民主党のOWS 運動に対する姿勢に関しては、運動の発生に基づく民主党内部の変化に関する記述が不十分である。運動に対する党内部における態度の違いが政権の姿勢にいかなる影響を与えていたのかという点は、より明確にされるべき論点である。

第二の課題は、OWS 運動における不信の表明の正統性についてである。本稿の分析は、カウンター・デモクラシーとしてのOWS 運動の政治的帰結に関するものであり、議会外の運動は、代議制デモクラシーを補完するものとして理解される。本稿の分析においては、OWS 運動に対するオバマ政権の対応への注目によって、運動の政治的帰結の特徴を明らかにしている。しかし、OWS 運動のような主流の政治に対して批判的な議会外の運動が、代議制デモクラシーのもとでいかなる効果をもちうるかという点については不明確なままである。今後は、OWS 運動に対する民主党内部の動きに関する記述をより詳細なものとし、不信の表明がもたらした政治的帰結がデモクラシーに与える影響に対する注目を行っていく。

参考文献

(日本語文献)

- 安藤丈将(2020)「社会運動研究と民主主義研究の再統合に向けて」『社会学研究』第 104巻, 145-173頁。
- 安藤丈将(2019)「社会運動における日常の政治」田村哲樹編『日常生活と政治:国家中心的政治像の再検討』岩波書店,33-59頁。
- 安藤丈将(2013)「社会運動のレパートリーと公共性の複数化の関係:「社会運動社会」 の考察を通して」『相関社会科学』第22号, 3-21頁。
- 青野恵美子・高須裕彦(2012a)「ウォール街占拠運動:新しい社会運動の可能性(上)」 『労働法律旬報』第1772巻,70-81頁。

- 青野恵美子・高須裕彦(2012b)「ウォール街占拠運動:新しい社会運動の可能性(下)」 『労働法律旬報』第1774巻, 48-56頁。
- 小野耕二(2002)『社会科学の理論とモデル 比較政治』東京大学出版会。
- 片桐新自(1995)『社会運動の中範囲理論:資源動員論からの展開』東京大学出版会。
- 久保慶一・末近浩太・高橋百合子(2016)『比較政治学の考え方』有斐閣。
- 重富真一(2015)「社会運動は政治を変えるのか:社会運動研究のアウトカム研究レビュー」重富真一編『社会運動理論の再検討:予備的考察』(基礎理論研究会成果報告書)アジア経済研究所。
- 富永京子(2017)『社会運動と若者:日常と出来事を往還する政治』ナカニシヤ出版。
- 藤本一美(2012)「米国における「ウォール街占拠」運動:「直接民主制」方式による意 思決定」『専修大学社会科学研究所月報』第593号,21-41頁。
- 山田真裕(2016)『シリーズ日本の政治4 政治参加と民主政治』東京大学出版。
- 渡辺将人(2016)「アメリカの左派と政党デモクラシー:「サンダース旋風」の文脈を中心に」『生活経済政策』第232号, 9-13頁。

(外国語文献)

- Adams, Jason M. (2014) Occupy Time; Technoculture Immediacy, and Resistance after Occupy Wall Street, New York; Palgrave Macmillan
- Amedee, George L. (2013) "Movements Left and Right: Tea Party and Occupied Wall Street in the Obama Era," *Race, Gender & Class*, Vol. 20, No. 3/4, pp. 33-39.
- Amenta, Edwin and Neal Caren (2004) "The Legislative, Organizational, and Beneficary Consequences of State-Oriented Challengers," in Snow, David A., Sarah A. Soule and HanspeterKriesi eds, *The Blackwell Companion to Social Movements*, Massachusetts: Blackwell, pp. 461-488.
- Bray, Mark (2013) Translating Anarchy: The Anarchism of Occupy Wall Street, Winchester: Zero Boks.
- Coffè, Hide and Harry Chapman (2016) "Changing Facebook profile pictures as part of a campaign: who does it and why?," *Journal of Youth Studies*, Vol. 19, Issue 4, pp. 483-500.
- Doherty, Brian (2002) *Ideas and Actions in the Green Movement*, London; New York: Routledge.
- della Porta, Donatella and Mario Diani (1999) *Social Movements: An Introduction*, Oxford; Malden, Mass.: Blackwell.
- Deluca, Kevin M., Sean Lawson and Ye Sun (2012) "Occupy Wall Street on the Public Screens of Social Media: The Many Framings of the Birth of a Protest Movement," *Communication, Culture & Critique*, Vol. 5, Issue 4, pp. 483-509.
- Dolezalek, Holly (2012) Global financial Crisis, Minnesota: ABSO Publishing.

- Dorrien, Gary (2012) *The Obama Question: A Progressive Perspective*, New York: Rowman & Littlefield Publishers.
- Dowdle, Andrew, Drik C. van Raemdonck and Robert Maranto (2011) *The Obama Presidency: Change and Continuity*, New York: Roudledge.
- Gelder, Sara V. (2011) This Changes Everything: Occupy Wall Street and the 99% Movement, San Fracisco: Berrett-Koehler Publisher. 山形浩生・守岡桜・森本正史訳 (2012) 『99%の反乱:ウォール街占拠運動のとらえ方』バジリコ。
- Gerbaudo, Paolo (2017) The Mask and the Flag, London: Hurst & Co.
- Gould-Wartofsk, Michael A. (2015) The Occupiers: The Making of the 99 Percent Movement, New York: Oxford University Press.
- Gonoi, Ikuo (2014) "The 'Cloudization' of Social Movements: The Esthetic Approach to Protest through the Example of 'Kawaii Direct Action'," *Japanese Political Science Review*, Vol. 2, pp. 1-17.
- Hardt, Michael and Antonio Negri (2011) "The Fight for 'Real Democracy' at the Heart of Occupy Wall Street: The Encampment in Lower Manhattan Speaks to a Failure of Representation," *Foreign Affairs*, https://www.foreignaffairs.com/articles/north-america/2011-10-11/fight-real-democracy-heart-occupy-wall-street (2022年9月16日閲覧)。
- Hushegyi, Adam (2017) "The Evolution and Political Impact of the Tea Party and Occupy Wall Street during Barak Obama's Presidency," https://dspace.cuni.cz/handle/20.500.11956/92240?show=full (2022年8月1日閲覧)。
- Huntington, Samuel P. and Joan M. Nelson (1976) No Easy and Social Communication: Information and Influence in an Election Campaign, Cambridge: Cambridge University Press.
- Inglehart, Ronald F. (1990) *Culture Shift in Advanced Industrial Society*, Princeton University Press. 村山皓・富沢克・武重雅文訳(1993)『カルチャーシフトと政治変動』 東洋経済新報社。
- Judis, John B. (2016) The Populist Explosion: How the Great Recession Transformed American and European Politics, New York: Columbia Global Reports.
- Jhonson, Tekla Ali, Pearl K. Ford Dowe and Michael K. Fauntroy (2011) "One America? President Obama's Non-Racial State," *Race, Gender & Class*, Vol. 18, No. 3/4, pp. 135-149.
- Kellner, Douglas (2012) *Media Spectacle and Insurrectin, 2011,* New York: Bloomsbury.
- Leach, Darcy K. (2013) "Culture and the Structure of Tyrannylessness," *The Sociological Quarterly*, Vol. 54, Issue 2, pp. 181-191.
- Milkis, Sidney M, Jesse H. Rhodes and Emily J. Charnock (2012) "What Happened to Post-Partisanship? Barack Obama and the New American Party System,"

- Perspectives on Politics, Vol. 10, Issue 1, pp. 57-56.
- Milkman, Ruth, Penny Lewis and Stephaine Luce (2013) "The Genie's Out of the Bottle: Insiders' Perspectives on Occupy Wall Street," *The Sociological Quarterly*, Vol.54, No. 2, pp. 194-198.
- Pickerill, Jenny, Graeme Hayes, Kevin Gillan and Brian Doherty (2020) *Occupy! A global movement*, New York: Routledge.
- Polletta, Francesca (2004) Freedom Is an Endless Meeting: Democracy in American Social Movements, Chicago: University of Chicago Press.
- Polletta, Francesca and James M. Jasper (2001) "Collective Identity and Social Movements," *Annual Review of Sociology*, Vol. 27, pp. 283-305.
- Rosanvallon, Pierre (2006) La contre-democratie La politique a l'age de la defiance, Paris: Seuil. 嶋崎正樹訳 (2017) 『カウンター・デモクラシー: 不信の時代の政治』 岩波書店。
- Rochon, Thomas R. (1998) *Culture Moves: Ideas, Activism, and Changing Values*, Princeton: Princeton University Press.
- Rojecki, Andrew (2016) America and the Politics of Insecurity, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Rosebstone, Steven J. and John Mark Hansen (1993) *Mobilization, Participation, and Democracy in America*, New York: Macmillan.
- Ruchot, Dieter (1990) "The Strategy and Action Repertories of New Movements" in Russell J. Dalton and Man fred Kuechler (eds.), *Challenging the Political Order:* New Social and Political Movements in Western Democracies, New York: Oxford University Press, pp. 156-175.
- Runciman, David (2017) The Confidence Trap: A History of Democracy in Crisis from World War I to Present Revised Edition, Princeton: Princeton University Press.
- Shneider, Nahan (2013) Thank You, Anarchy, Berkeley: University of California Press.
- Shirky, Clay (2009) Here Comes Everybody: The Power of Organizing Without Organizations, New York: Penguin Books.
- Skocpol, Theda (2012) *Obama and America's Future*, Cambridge: Harvard University Press.
- Watson, Robert P., Jack Covarrubias and Tom Lansford eds. (2012) *The Obama Presidency: A Preliminary Assessment*, New York: State University of New York Press.
- Tarrow, Sydney (1998) Power in Movement: Social Movements and Contentions Politics, New York: Cambridge University Press. 大畑裕嗣監訳 (2006) 『社会運動の力:集合行為の比較社会学』彩流社。

事 業 報 告

令和 4 年度研究会報告

法学研究所

刑事法研究会

(第1回例会)

- 1、2022年5月28日(土)16:30
- 1、本館 第二会議室
- 1、テーマ及び報告者

緊急避難における「現在性」と正当防衛における「急迫性」の再構成

日本大学大学院法学研究科博士前期課程2年 小林 侑介

(第2回例会)

- 1、2022年6月18日(土)16:30
- 1、10号館 1041講堂
- 1、テーマ及び報告者

いわゆるキャッシュカードすり替え取得型の窃取事案につき窃盗未遂罪の成立を認めた事例(最決令和4年2月14日・公刊物未登載)

本学部特任教授 南部 篤

(第3回例会)

- 1、2022年7月23日(土)16:30
- 1、10号館 1041講堂
- 1、テーマ及び報告者

外国公務員等に対して金銭を供与したという不正競争防止法違反の罪について、共 謀の成立を認めた第1審判決に事実誤認があるとした原判決を破棄自判した事例 (最高裁第2小法廷判決・令和4年5月20日、令和2年(あ)第1135号、不正競争防止 法違反幇助被告事件)

本学部准教授 岡西 賢治

(第4回例会)

- 1、2022年10月15日(土)16:30
- 1、10号館 1032講堂
- 1、テーマ及び報告者

欺罔に基づく同意における、重大な錯誤と重大でない錯誤

本学部教授 野村 和彦

(第5回例会)

- 1、2022年11月12日(土)16:30
- 1、10号館 1071講堂
- 1、テーマ及び報告者

家庭内における性的虐待への対応策の検討

本学部専任講師 西山 智之

(第6回例会)

- 1、2022年12月10日(土)16:30
- 1、10号館 1071講堂
- 1、テーマ及び報告者

インサイダー取引の罪における「その者の職務に関し知ったとき」の意義について 一最高裁令和4年2月25日決定を素材として一

本学部教授 南 由介

政経研究所

政治研究会

(第1回例会)

- 1、2022年10月15日(土)16:00
- 1、Zoom 方式による開催
- 1、テーマ及び報告者 政治家と「声」

拓殖大学政経学部·准教授 岡田 陽介

(第2回例会)

- 1、2022年11月25日(金)16:00
- 1、Zoom 方式による開催
- 1、テーマ及び報告者

「冷戦」の再来か? 一自由民主主義と権威主義をめぐって

駒澤大学法学部政治学科·教授 山崎 望

(第3回例会)

- 1、2022年11月29日(火)16:00
- 1、Zoom 方式による開催
- 1、テーマ及び報告者

混迷深めるアジアの民主主義と官民協力の必要性

- 一橋大学大学院法学研究科および国際・公共政策大学院教授・副学長補佐 市原 麻衣子 (第4回例会)
- 1、2022年11月4日(金)16:00
- 1、Zoom 方式による開催
- 1、テーマ及び報告者

カンボジアにおける権威主義体制の持続と集団的権力継承

新潟国際情報大学国際学部·准教授 山田 裕史

公共政策研究会

(第1回例会)

- 1、2022年10月27日(木)16:00
- 1、Zoom 方式による開催
- 1、テーマ及び報告者

政府委員と政府参考人 一国会審議活性化法施行後20年の現状と課題

本学部教授 上村 進

政経研究所共同研究研究会

(第1回例会)

- 1、2022年10月11日(火)15:00
- 1、Zoom 方式による開催
- 1、テーマ及び報告者

コロナ対応の比較政治社会学:「統制」と「自粛」のあいだで

千葉大学大学院社会科学研究院・教授 水島 治郎

(第2回例会)

- 1、2022年11月17日(木)16:00
- 1、Zoom 方式による開催
- 1、テーマ及び報告者

党派性およびイデオロギーとワクチン接種:サーベイ実験を用いたメカニズムの解明 金沢大学人間社会研究域法学系・講師 横山 智哉

(第3回例会)

- 1、2022年12月13日(火)13:00
- 1、Zoom 方式による開催
- 1、テーマ及び報告者

Growth or Virus? Anti-Virus Policy, Fiscal Stimulus, and Democratic Advantages in the Pandemic

東北大学大学院情報科学研究科·准教授 東島 雅昌

高知県立大学文化学部・准教授 清水 直樹

1、テーマ及び報告者

Election Timing and Autocrats' Response to the COVID-19 Pandemic

高知工科大学経済・マネジメント学群・准教授 矢内 勇生

東洋大学法学部法律学科·准教授 鷲田 任邦

令和3年度学内学会・研究所合同研究会

- 1、日 時 令和4年3月17日(木) 9:30開場 9:50開会
- 2、開催方法 Zoom によるオンライン開催

司会・進行 中 正樹,佐藤 英,小田 勇樹,西山 智之

3、自由論題

- ①社会問題とジャーナリズムの構築 水俣病事件報道の分析を中心に 山口 仁
- ②「沖縄的なるもの」、「琉球的なるもの」機会の詩学として 前嵩西一馬
- ③非国家主体に対する国際法上の自衛権の射程 本吉 祐樹
- ④白居易の色彩表現に関する考察
- ⑤投資家の楽観と新規株式公開後の長期株価パフォーマンス 池田 直史
- ⑥東日本大震災と地方議会:福島県双葉町議会の議会運営 林
- ⑦ Making Sense of the Gray Zone: Violence in Semi-technologized
 Conventional Civil War in Nineteenth-Century Japan 窪田 悠一

4、退任記念講演

①電子消費者契約紛争における国際裁判管轄について

~ EU法・アメリカ法との比較を通じて~

中村 進

中元

雅昭

紀行

令和3年度・令和4年度定期無料法律相談会

令和3年度・令和4年度定期無料法律相談会は、千代田区及び校友弁護士の協力を得て開催された。概要は、下記のとおりである。定期無料法律相談会の趣旨である地域社会との交流を図り、学生たちの法学実践教育を行うという目的を達成することができた。

1、日 時

【令和3年度】

(第3回) 令和4年2月12日(土)

【令和4年度】

- (第1回) 令和4年7月23日(土)
- (第2回) 令和4年9月24日(土)
- (第3回) 令和4年10月22日(土)
- (第4回) 令和4年11月28日(土)
- (第5回) 令和4年12月17日(土)

※いずれも時間は、午後1時~午後3時

2、場 所

法学部 5 号館

3、参加者(敬称略:50音順)

(専任教員)

帷子 翔太・林 誠吾・横山 裕一

(校友弁護士)

大内 倫彦・神頭 正光・古川ケニース・町田 伸明・渡部 和人・角 学 (補助学生)

参加教員担当ゼミナール学生等 各回2名

4、相談件数・内容

- ①件数 26件
- ②内容

労働問題(従業員のトラブル、解雇、配置換えなど)	2件
家族関係(離婚,DV,児童虐待など)	3件
扶養、相続関係(遺言、遺産分割)	3件
交通事故	3件
交通事故以外の不法行為(名誉毀損、器物損壊など)	1件
貸金、そのほかの債権回収	1件

事業報告	89
借地借家	2件
借金、保証そのほかの金銭債務(含む破産)	1件
建築関係	2件
刑事事件	2件
近隣問題(道路,境界,騒音,マンション管理など)	4件
会社そのほかの法人に関する問題	1件
その他	1件

令和 4 年度法律討論会

第44回法律討論会は、日本大学法学研究所による主催、日本大学法曹会及び日本大学 法学部校友会の後援により令和4年12月3日(土)12時00分から法学部本館3階大講堂 において開催された。

(出題者)

加藤 雅之 教授

(審査員)

本多 健一 裁判官・西尾 浩登 検察官・大川 康徳 弁護士

中西 茂 教授 · 大杉 麻美 教授 · 野中 貴弘 准教授

蓮田 哲也 准教授

(進行)

鶴岡 拓真 弁護士

◆問題

1 以下の【事実】を前提に〔設問〕に答えなさい。なお、フリマサイトFの規約および同サイトの責任については、考慮する必要がない。

【事実】

- 1 絵画のコレクターとして著名な A は、インターネット上の個人売買サイト(以下、フリマサイト F とする)において、「大雅の美術品」というアカウント名を用いて、不用品の売却などを行っている。同アカウントが A のものであることはよく知られていた。フリマサイト F での取引は、購入時に出品者が決済手段を購入者に伝え、購入者が振込み等をする形で行われていた。なお、A が使用していたアカウント名にある「大雅(たいが)」というのは、A の子 B (20歳)の名前をそのまま使ったものである。
- 2 そのBは、オンラインカジノで遊ぶ金欲しさに、何か金目の物がないかとA宅の保管庫をあさっていたところ、Aが所有する絵画甲を発見した。そこで、6月1日、Bは、フリマサイトFにおいて、アカウント「大雅の美術品」をAに無断で利用して、甲を100万円で出品した。甲の時価は200万円ほどであったが、Bはそれを知らずに甲を出品したのだった。
- 3 フリマサイトFへのログインにはパスワードが必要であるが、A は以前にフリマサイトFで不用品を売却する際、出品方法や購入者とのやり取りについて B の助け

を借りることが何度かあり、ログイン用のパスワードをBに伝え、Bに操作をしてもらうこともあったため、BはフリマサイトFに「大雅の美術品」のアカウント名でログインすることができた。

- 4 出品から間もなくして、美術品の収集を趣味とする C から、甲を100万円で購入する旨の申込みがあり、すぐに B は C に対して承諾する旨、および B 名義の銀行口座への振込みをして欲しい旨のメッセージを送った。 A と C は過去に直接に取引をした経験があり、C は、甲が A の所有物であること、および A が甲を売却するつもりがないことを知っていた。もっとも、代金が相場の半額ほどであることから、甲を転売して利益を得ることを考えて、A に対して直接(フリマサイト F を介さずに)連絡を取って売却の意思を確認することをしなかった。
- 5 6月3日, BはCから甲の代金100万円が支払われたことを確認し、甲をCに発送し、引渡しを完了した。Bはすぐに100万円をオンラインカジノで費消してしまった。
- 6 7月10日、AがたまたまフリマサイトFの履歴を確認したところ、甲がCに売却されていること、A宅の保管庫から甲がなくなっていることを知り、慌ててCに連絡し、自分はこの取引に一切関わっていないので甲を返還してほしいと伝えた。
- 7 ところが、C は、A から連絡があった時点で既に、甲を D に代金250万円で転売しており、甲を D へ引き渡し、代金を受領していた。甲については、その後 D から海外に転売されたとの噂もあり、現在の所在は不明である。また、D の行方も分からない。
- 8 この説明をCから受けたAは、Cに対し、甲を返還する代わりに、Cが受領した代金250万円を自らに支払うよう請求した。

〔設問〕

AのCに対する250万円の支払請求が認められるかについて、Aの請求の根拠を明らかにするとともに、考えうるCの反論を想定しつつ、論じなさい。なお、250万円全額が認められないという結論に至った場合、最終的に認められる金額まで明らかにすること。

今年度における法律討論会では、法律討論会実行協議会における議論を踏まえて、学生からの質問がより活発に出るようにするため従前からのルールを大幅に変更し、2名から5名の6チームが出場し、各チーム一人の立論者が10分以内で論旨を発表し、他の出場チームや傍聴者からの質疑応答に対して15分間応答するというルールのもとに今年度の法律討論会を実施した。

討論会に先立ち、日本大学法学部長の小田司教授及び日本大学法曹会会長の野村 吉

太郎弁護士からの挨拶があり、続いて進行係の鶴岡 拓真 弁護士から発表の手順と審査基準等の説明がなされたあと討論が開始された。

討論終了後,審査員を代表して大川 康徳弁護士から審査結果の発表があり,続いて審査員を代表して本多健一裁判官からの講評があった。引き続き,表彰式が行われ,法曹会,法学部校友会から優勝チームに法曹会杯・法学部校友会杯が授与された。また,優勝,準優勝及び3位の各チームに対して法曹会から盾が授与されるとともに法学部校友会から副賞として図書カードが授与された。

あわせて法学部校友会から出場者全員に出場記念品が贈呈されるとともに、法学研究 所から参加賞としての図書カードがそれぞれ授与された。

今年度は、コロナ禍での実施であるものの、法律討論会終了後本館131講堂にて出場者・審査員との茶話会を実施した。

成績結果は、以下のとおりである。(カッコ内は、学科・学年)

優勝(第6組)

草野 光稀 (法律学科4年) · 松本 菜摘 (法律学科4年)

準優勝 (第2組)

小竹 康史(法律学科3年)·井上 尊(法律学科3年)

渡辺 咲貴(法律学科3年)・島貫 泰行(法律学科3年)

第3位(第3組)

本合 智景(法律学科4年)·吉田 栞(法律学科4年)

参加賞 (順不同)

- ・斎藤 拓馬 (法律学科3年)・マ ランキョウ (法律学科3年)
- ・森田 大毅 (法律学科3年)・寺崎 茉愛 (法律学科3年)
- ・堀内 太智 (法律学科3年)・小竹 康史 (法律学科3年)
- ・井上 尊(法律学科3年)・渡辺 咲貴(法律学科3年)
- · 島貫 泰行(法律学科3年)·本合 智景(法律学科4年)
- ·吉田 栞 (法律学科 4 年) · 坪田 陸巧 (政治経済学科 2 年)
- ·鈴木 勇貴(法律学科2年)·山本 彩斗(法律学科2年)
- ・西山 一樹(法律学科3年)・西岡 凌(法律学科3年)
- · 矢野 有朔 (法律学科 3 年) · 高畑 光汰 (法律学科 3 年)
- ·金原 直人(法律学科3年)·草野 光稀(法律学科4年)
- ·松本 菜摘(法律学科4年)

優秀質問賞

本合 智景(法律学科4年)·小松 大介(法律学科3年)

山本 彩斗 (法律学科2年)・高畑 光汰 (法律学科3年)

中村 美日 (法律学科2年)・吉田 栞 (法律学科4年)

堀内 太智 (法律学科3年)・マ ランキョウ (法律学科3年)

草野 光稀 (法律学科4年) · 小竹 康史 (法律学科3年)

令和 4 年度国家試験合格者 (研究室生)

◆司法書士試験 1名

盛 子愷(法律学科3年在学中)

◆弁理士試験 1名

地引 珠莉 (法律学科 4 年在学中)

執筆者紹介 (掲載順)

【政経研究所】

羽 田 翔 日本大学准教授 福 森 憲一郎 日本大学助教

鈴 木 隆 志 日本大学専任講師

法学紀要編集専門委員会

加藤 雅之 髙 橋 雅夫 松 元 雅和 柑 本 英 雄 岩 崎 正 洋 杉 本 竜 也 司 三 澤 真 小 明 田 河 合 利 修

HOGAKU KIYO

Journal of the Law Institute, the Political Science and Economics Institute

< Political Science and Economics Institute >

ARTICLES

Sho Haneda, An Econometric Analysis on the Relationship between Governance and Trade in Counterfeit Goods

Takashi Suzuki, Characteristics of the Kanagawa Model in Response to the First Wave of the COVID-19 Pandemic

Kenichiro Fukumori, Distrust of US Politics in the OWS Movement

ISSN 0287-0665

法 学 紀 要 (第64巻)

 編集
 責任者
 加
 藤
 雅
 之

 発行
 責任者
 松
 元
 雅
 和

発 行 者 日本大学法学部法学研究所 日本大学法学部政経研究所

発行年月日 2023年3月1日